# Ⅳ　各自治体の許可基準

## 【滋賀県】（日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町）

### １．共通基準

#### （１）一般基準

ア　周囲の景観と調和させ、都市景観、田園景観、自然景観等を損なわないように表示し、または設置すること。

イ　原則として、地色は原色でなく、かつ、けばけばしい色の組合せでないこと。

#### （２）広告物種類別基準

ア　電柱等を利用して表示し、または設置する広告物または掲出物件の許可基準

| 種類 | 項目 | 規格等 |
|---|---|---|
| 電柱等巻付広告物 | 高さ | 下端の高さ：地上から1.2m以上<br>長さ：1.8m以下 |
| | その他 | 個数は、1柱につき1個であること。ただし、両面に巻き付けて表示し、または設置する場合は、2個以下であること。 |
| 電柱等袖付広告物 | 高さ | 下端の高さ：（歩道上）地上から2.7m以上、（車道上）地上から4.7m以上<br>長さ：1.5m以下 |
| | 突出し幅 | 0.9m以下 |
| | 表示面積 | 1.2㎡以下 |
| | その他 | 個数は、1柱につき1個であること。<br>原則として歩道または民地側に突き出すものであること。 |

イ　簡易広告物の許可基準

| 種類 | 項目 | 規格等 |
|---|---|---|
| はり紙またははり札の類 | 高さ | 上端の高さ：地上から4m以下 |
| | 表示面積 | 1㎡以下 |
| | その他 | 個数：半径10mの範囲内に50個以下<br>近傍に同一または類似のはり紙またははり札の類を多数表示しないこと。 |
| 広告幕またはのれんの類 | 高さ | 上端の高さ：地上から4m以下 |
| | 表示面積 | 5㎡以下 |
| | その他 | 個数：半径10mの範囲内に5個以下 |
| 広告旗(これを支える台を含む。)の類 | 高さ | 上端の高さ：地上から4m以下 |
| | 表示面積 | 3㎡以下 |
| | その他 | 個数：半径10mの範囲内に5個以下 |
| 立看板または置看板(これらを支える台を含む。)の類 | 高さ | 上端の高さ：地上から3m以下 |
| | 表示面積 | 3㎡以下 |
| | その他 | 個数：半径10mの範囲内に5個以下 |
| 提灯の類 | 表示面積 | 2㎡以下 |
| | その他 | 個数：半径10mの範囲内に5個以下 |

### ２．地域別基準

| | | 第１種地域<br>（歴史伝統系） | 第２種地域<br>（風致・低層住宅系） | 第３種地域<br>（保全型沿道系） | 第４種地域<br>（活用型沿道系） | 第５種地域<br>（集落・田園・自然系） | 第６種地域<br>（一般市街地系） | 第７種地域<br>（拠点市街地系） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 共通基準 | １文字ごとの面積 | 1㎡以下(表示面積が3㎡を超える場合に限る。) | 1㎡以下(表示面積が3㎡を超える場合に限る。) | 1㎡以下(表示面積が5㎡を超える場合に限る。) | 2㎡以下(表示面積が10㎡を超える場合に限る。) | 1㎡以下(表示面積が5㎡を超える場合に限る。) | 2㎡以下(表示面積が10㎡を超える場合に限る。) | 2㎡以下(表示面積が10㎡を超える場合に限る。) |
| | | ただし、文字を変形することにより創作した標章等については、この限りでない。 | | | | | | |
| | 照明 | 明るさが景観と調和のとれたものであり、まぶしいものでないこと。 | | | | | | |
| | | 光源の運動または光の明滅もしくは照射方向の運動を伴うものでないこと。ただし、これらが景観と調和のとれたものである場合は、この限りでない。 | | 光源の運動または光の明滅もしくは照射方向の運動を伴うものにあっては、信号機から30m以上離れた場所に設置するものであること。<br>ただし、車両等の正常な交通を妨害するおそれがない場合は、この限りでない。 | | | | |
| | | 外照灯の光色は、暖色系であること。 | — | — | — | — | — | — |
| | 電光可変式広告物 | 表示等の目的に照らし必要最小限度の表示面積（3㎡以下） | | 表示面積3㎡以下 | 表示面積5㎡以下 | 表示面積3㎡以下 | 表示面積5㎡以下 | 表示面積10㎡以下 |
| | | 明るさが景観と調和のとれたものであり、まぶしいものでないこと。 | | | | | | |
| | | 表示の内容がおおむね一定のものであること。 | | 文字または映像の表示および点滅の速度が緩やかなものであること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。<br>・信号機から30m以上離れた場所に設置するものである場合<br>・車両等の正常な交通を妨害するおそれがないものである場合 | | | | |
| | | 電光が点滅しないものであること。 | | | | | | |

（以下の表中の用語について）
※「景観重要区域」とはふるさと滋賀の風景を守り育てる条例第９条第１項に掲げる沿道景観形成地区および河川景観形成地区のことをいう。
※「色彩規制A」とは、「表示面積の70％以上において、日本産業規格Z8721に定める彩度が6以下であること。ただし、石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、この限りでない」ことをいう。
※「色彩規制B」とは、「表示面積の70％以上において、日本産業規格Z8721に定める彩度が8以下であること。ただし、石、木材等を着色せずに使用する場合または伝統的に使用されてきた素材、塗料等を使用する場合は、この限りでない」ことをいう。
※「濃茶色」とは、原則として日本産業規格Z8721に定めるマンセル値「10YR/2.0/1.0」である色をいう。

| | | | | 第１種地域<br>（歴史伝統系） | 第２種地域<br>（風致・低層住宅系） | 第３種地域<br>（保全型沿道系） | 第４種地域<br>（活用型沿道系） | 第５種地域<br>（集落・田園・自然系） | 第６種地域<br>（一般市街地系） | 第７種地域<br>（拠点市街地系） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 自家用広告物 | 形態ごとの規制 | 適用除外 | | １敷地の合計5㎡以下は許可申請不要 | | １敷地の合計10㎡以下は許可申請不要 | | | | |
| | | 野立広告物 | 高さ | 地上から6m以下 | 地上から6m以下 | 地上から8m以下 | 地上から10m以下 | 地上から6m以下 | 地上から8m以下 | 地上から10m以下 |
| | | | 幅 | 2m以下(地上からの高さが4.5mを超える場合に限る。) | 2m以下(地上からの高さが4.5mを超える場合に限る。) | 2m以下(地上からの高さが4.5mを超える場合に限る。) | 3m以下(地上からの高さが4.5mを超える場合に限る。) | — | — | — |
| | | | 表示面積 | 5㎡以下(幅が2mを超える場合に限る。) | 5㎡以下(幅が2mを超える場合に限る。) | 10㎡以下(幅が2mを超える場合に限る。) | 20㎡以下(幅が3mを超える場合に限る。) | 10㎡以下 | 20㎡以下 | 30㎡以下 |
| | | | 色彩 | 色彩規制A(表示面積が1㎡を超える場合に限る。) | — | — | — | — | — | — |
| | | | 支柱 | 支柱の色は、濃茶色であること(道路上または道路から5m以内の区域に表示し、または設置する場合に限る。)。<br>ただし、支柱が外部から見えない構造の場合は、この限りでない。 | | | | | 景観重要区域内にあっては、支柱の色は濃茶色であること(道路上または道路から5m以内の区域に表示し、または設置する場合に限る。)。ただし、支柱が外部から見えない構造の場合は、この限りでない。 | |
| | | 屋上広告物 | 高さ | 地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの4分の1の範囲内であって、かつ、1.5m以下 | 地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの4分の1の範囲内であって、かつ、1.5m以下 | 地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの4分の1の範囲内であって、かつ、2m以下 | 地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの3分の1の範囲内であって、かつ、3m以下 | 地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの4分の1の範囲内であって、かつ、2m以下 | 地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの3分の1の範囲内であって、かつ、3m以下 | 地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの3分の1の範囲内であって、かつ、5m以下 |
| | | | 表示面積 | 5㎡以下 | 5㎡以下 | 10㎡以下 | 20㎡以下 | 10㎡以下 | 20㎡以下 | 30㎡以下 |
| | | | 色彩 | 色彩規制A(表示面積が1㎡を超える場合に限る。) | 色彩規制B(表示面積が1㎡を超える場合に限る。) | 色彩規制B(表示面積が3㎡を超える場合に限る。) | | | | |
| | | | 支柱 | 外部から見えない構造であること。 | | | | | | |
| | | | その他 | 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 | | | | | | |
| | | 壁面広告物 | 表示面積 | ・7.5㎡以下<br>・一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面の面積の4分の1以下 | ・7.5㎡以下<br>・一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面の面積の4分の1以下 | ・15㎡以下<br>・一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面の面積の4分の1以下 | ・30㎡以下<br>・一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面の面積の3分の1以下 | ・15㎡以下<br>・一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面の面積の4分の1以下 | ・30㎡以下<br>・一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面の面積の3分の1以下 | ・50㎡以下<br>・一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面の面積の3分の1以下 |
| | | | 色彩 | 色彩規制A(表示面積が1㎡を超える場合に限る。) | 色彩規制B（景観重要区域内で、表示面積が1㎡を超える場合に限る。） | 色彩規制B(景観重要区域内で、表示面積が3㎡超える場合に限る。) | | | | |
| | | | その他 | 壁面内に表示し、または設置するものであること。 | | | | | | |
| | | 突出広告物 | 高さ | ・上端の高さは、取付壁面の高さを超えないものであること。<br>・下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7m以上、車道上にあっては地上から4.7m以上であること。 | | | | | | |
| | | | 突出し幅 | ・取付壁面から1.5m以下であること。<br>・道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅は、1m以下であること。 | | | | | | |
| | | | 表示面積 | 5㎡以下 | 5㎡以下 | 10㎡以下 | 20㎡以下 | 10㎡以下 | 20㎡以下 | 30㎡以下 |
| | | その他物件利用広告物 | 高さ | 地上から4.5m以下 | | | | 地上から6m以下 | 地上から8m以下 | 地上から10m以下 |
| | | | 表示面積 | ・5㎡以下<br>・一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の合計が5㎡を超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積の3分の1以下 | | ・10㎡以下<br>・一の物件に表示し、設置するその他物件利用広告物の表示面積の合計が5㎡を超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積の3分の1以下 | ・20㎡以下<br>・一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の合計が5㎡を超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積の3分の1以下 | ・10㎡以下<br>・一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の合計が5㎡を超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積の3分の1以下 | ・20㎡以下<br>・一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の合計が5㎡を超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積の3分の1以下 | ・30㎡以下<br>・一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の合計が5㎡を超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積の3分の1以下 |
| | | | 色彩 | 色彩規制A(表示面積が1㎡を超える場合に限る。) | — | — | — | — | — | — |
| | | | その他 | 物件から横方向に突き出させないで表示し、または設置するものであること。 | | | | | | |

| | | | | 第１種地域<br>（歴史伝統系） | 第２種地域<br>（風致・低層住宅系） | 第３種地域<br>（保全型沿道系） | 第４種地域<br>（活用型沿道系） | 第５種地域<br>（集落・田園・自然系） | 第６種地域<br>（一般市街地系） | 第７種地域<br>（拠点市街地系） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 非自家用広告物 | 形態ごとの規制 | 野立広告物 | 高さ | 地上から3m以下<br>ただし、対象とする視点場が野立広告物を設置する地面と異なる平面上の道路である場合において、当該道路の路面からの高さが3m以下であるときは、地上から6m以下 | 地上から3m以下<br>ただし、対象とする視点場が野立広告物を設置する地面と異なる平面上の道路である場合において、当該道路の路面からの高さが3m以下であるときは、地上から6m以下 | 地上から4.5m以下<br>ただし、対象とする視点場が野立広告物を設置する地面と異なる平面上の道路である場合において、当該道路の路面からの高さが4.5m以下であるときは、地上から8m以下 | 地上から4.5m以下<br>ただし、対象とする視点場が野立広告物を設置する地面と異なる平面上の道路である場合において、当該道路の路面からの高さが4.5m以下であるときは、地上から10m以下 | 地上から4.5m以下<br>ただし、対象とする視点場が野立広告物を設置する地面と異なる平面上の道路である場合において、当該道路の路面からの高さが4.5m以下であるときは、地上から6m以下 | 地上から4.5m以下<br>ただし、対象とする視点場が野立広告物を設置する地面と異なる平面上の道路である場合において、当該道路の路面からの高さが4.5m以下であるときは、地上から8m以下 | 地上から4.5m以下<br>ただし、対象とする視点場が野立広告物を設置する地面と異なる平面上の道路である場合において、当該道路の路面からの高さが4.5m以下であるときは、地上から10m以下 |
| | | | 表示面積 | ・一般広告物：1.5㎡以下<br>・公共的広告物、案内図板：3㎡以下<br>・2以上の者が共同で表示する場合：3㎡以下 | ・一般広告物：1.5㎡以下<br>・公共的広告物、案内図板：3㎡以下<br>・2以上の者が共同で表示等する場合：3㎡以下 | ・一般広告物：2.5㎡以下<br>・公共的広告物、案内図板：5㎡以下<br>・2以上の者が共同で表示等する場合：2.5㎡に当該者の数を乗じて得た面積(8以上の者が共同で表示等する場合：20㎡)以下 | ・一般広告物：2.5㎡以下<br>・公共的広告物、案内図板：5㎡以下<br>・2以上の者が共同で表示等する場合：2.5㎡に当該者の数を乗じて得た面積(8以上の者が共同で表示等する場合：20㎡)以下 | ・5㎡以下<br>・2以上の者が共同で表示等する場合：10㎡以下 | ・7.5㎡以下<br>・2以上の者が共同で表示等する場合：15㎡以下 | ・10㎡以下<br>・2以上の者が共同で表示等する場合：20㎡以下 |
| | | | 色彩 | 色彩規制A | 色彩規制B | 色彩規制B | — | 色彩規制B | — | — |
| | | | 支柱 | 支柱の色は、濃茶色であること。ただし、支柱が外部から見えない構造の場合は、この限りでない。 | | | | | | |
| | | | 場所 | 一の国道と他の国道との平面交会する地点から30m以内の区域に表示し、または設置するものではないこと。 | | | | | | |
| | | | 案内図板場所 | 案内図板にあっては、当該案内図板に係る事業所等から1km以内の区域に表示し、または設置するものであること。 | 案内図板にあっては、当該案内図板に係る事業所等から1km以内の区域に表示し、または設置するものであること。 | 案内図板にあっては、当該案内図板に係る事業所等から5km以内の区域に表示し、または設置するものであること。 | 案内図板にあっては、当該案内図板に係る事業所等から10km以内の区域に表示し、または設置するものであること。 | — | — | — |
| | | | 乱立防止基準 | 隣接している他の野立広告物(非自家用広告物等に限る。)と上端の高さ、下端の高さ、幅等をそろえるものであること。<br>ただし、既に表示し、または設置されている野立広告物の状況その他の状況によりそろえることが困難であると認められる場合は、この限りでない。 | | | | | | |
| | | | その他 | 同一の者が表示し、または設置する野立広告物は、半径100mの範囲内に2基以下であること。この場合において、2基の野立広告物を表示し、または設置しようとするときは、その相互間に5m以上の間隔を保つものであること。 | | | | | | |
| | | 屋上広告物 | 高さ | 地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの4分の1の範囲内であって、かつ、1.5m以下 | 地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの4分の1の範囲内であって、かつ、1.5m以下 | 地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの4分の1の範囲内であって、かつ、2m以下 | 地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの3分の1の範囲内であって、かつ、3m以下 | 地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの4分の1の範囲内であって、かつ、2m以下 | 地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの3分の1の範囲内であって、かつ、3m以下 | 地上から屋上広告物を表示し、または設置する箇所までの高さの3分の1の範囲内であって、かつ、5m以下 |
| | | | 表示面積 | 3㎡以下 | 3㎡以下 | 5㎡以下 | 7.5㎡以下 | 5㎡以下 | 7.5㎡以下 | 10㎡以下 |
| | | | 色彩 | 色彩規制A(表示面積が1㎡を超える場合に限る。) | 色彩規制B(表示面積が1㎡を超える場合に限る。) | 色彩規制B(表示面積が3㎡を超える場合に限る。) | | | | |
| | | | 支柱 | 外部から見えない構造であること。 | | | | | | |
| | | | その他 | 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 | | | | | | |
| | | 壁面広告物 | 表示面積 | ・5㎡以下<br>・一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面の面積の4分の1以下 | ・5㎡以下<br>・一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面の面積の4分の1以下 | ・7.5㎡以下<br>・一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面の面積の4分の1以下 | ・15㎡以下<br>・一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面の面積の3分の1以下 | ・7.5㎡以下であること。<br>・一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面の面積の4分の1以下 | ・15㎡以下であること。<br>・一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面の面積の3分の1以下 | ・25㎡以下であること。<br>・一の壁面に表示し、または設置する壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面の面積の3分の1以下 |
| | | | 色彩 | 色彩規制A(表示面積が1㎡を超える場合に限る。) | 色彩規制B（景観重要区域内で、表示面積が1㎡を超える場合に限 | 色彩規制B(景観重要区域内で、表示面積が3㎡超える場合に限る。) | | | | |
| | | | その他 | 壁面内に表示し、または設置するものであること。 | | | | | | |
| | | 突出広告物 | 高さ | ・上端の高さは、取付壁面の高さを超えないものであること。<br>・下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7m以上、車道上にあっては地上から4.7m以上であること。 | | | | | | |
| | | | 突出し幅 | ・取付壁面から1.5m以下であること。<br>・道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅は、1m以下であること。 | | | | | | |
| | | | 表示面積 | 3㎡以下 | 3㎡以下 | 5㎡以下 | 7.5㎡以下 | 5㎡以下 | 7.5㎡以下 | 10㎡以下 |
| | | その他物件利用広告物 | 高さ | 地上から3m以下 | 地上から3m以下 | 地上から4.5m以下 | 地上から4.5m以下 | 地上から6m以下 | 地上から8m以下 | 地上から10m以下 |
| | | | 表示面積 | ・3㎡以下<br>・一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の合計が5㎡を超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積の3分の1以下 | ・3㎡以下<br>・一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の合計が5㎡を超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積の3分の1以下 | ・5㎡以下<br>・一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の合計が5㎡を超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積の3分の1以下 | ・7.5㎡以下<br>・一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の合計が5㎡を超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積の3分の1以下 | ・5㎡以下<br>・一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の合計が5㎡を超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積の3分の1以下 | ・7.5㎡以下<br>・一の物件に表示し、または設置するその他物件利用広告物の表示面積の合計が5㎡を超える場合は、その表示面積の合計は当該物件の面積の3分の1以下 | ・10㎡以下<br>・一の物件に表示し、または設置するその他壁面利用広告物の表示面積の合計が5㎡を超える場合は、その表示面積の合計が当該物件の面積の3分の1以下 |
| | | | 色彩 | 色彩規制A | 色彩規制B | 色彩規制B | — | 色彩規制B | — | — |
| | | | 場所 | 一の国道と他の国道との平面交会する地点から30m以内の区域に表示し、または設置するものでないこと。 | | | | | | |
| | | | その他 | 物件から横方向に突き出させないで表示し、または設置するものであること。 | | | | | | |

## 【大津市】

### １．許可基準

### （１）一般基準（市条例施行規則）

| | |
|---|---|
| 一般基準 | (1)都市及び自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の景観に調和させること。<br>(2)原則として表示面の下地の色は、黒及び高彩度色を使用しないこと。<br>(3)表示面の下地以外において高彩度色を使用する場合は、その表示部分を最小にとどめること。<br>(4)蛍光又は発光を伴う塗料又は材料を用いないこと。<br>(5)照明を伴うものにあっては、昼間においても良好な景観又は風致を害しないこと。<br>(6)ネオンサイン又はこれに類するものにあっては、その点滅速度は努めて緩やかなものとすること。 |

### （２）個別基準（市条例施行規則）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 建築物を利用するもの | 屋上広告物 | 自家用のもの | 第１種地域 | ・高さは地上から広告物を設置する箇所までの高さの２/３かつ１０ｍ以下 | ＜共通基準＞<br>(1)屋上等の水平投影面をはみ出さない<br>(2)広告物を支持する支柱等を見えないように外枠等で覆うこと |
| | | | 第２種地域 | ・高さは地上から広告物を設置する箇所までの高さの２/３かつ２０ｍ以下<br>・一の建築物につき１個以内<br>・表示面及び表示面の下地の色彩が、広告物を設置している建築物及び周辺の町並みの景観と不調和でない<br>・大津市景観計画で定める重要眺望点から見通したときの広告物の上端が背後の山並みの稜線又は琵琶湖の水面を遮蔽しない | |
| | | | 第３種地域 | ・高さは地上から広告物を設置する箇所までの高さの２/３かつ２０ｍ以下<br>・大津市景観計画で定める重要眺望点から見通したときの広告物の上端が背後の山並みの稜線又は琵琶湖の水面を遮蔽しない | |
| | | 非自家用のもの | 第１種地域 | ・高さは地上から広告物を設置する箇所までの高さの１/２かつ５ｍ以下 | ＜共通基準＞<br>(1)屋上等の水平投影面をはみ出さない<br>(2)広告物を支持する支柱等を見えないように外枠等で覆うこと |
| | | | 第２種地域 | ・高さは地上から広告物を設置する箇所までの高さの１/２かつ１０ｍ以下<br>・一の建築物につき１個以内<br>・表示面及び表示面の下地の色彩が、広告物を設置している建築物及び周辺の町並みの景観と不調和でない<br>・大津市景観計画で定める重要眺望点から見通したときの広告物の上端が背後の山並みの稜線又は琵琶湖の水面を遮蔽しない | |
| | | | 第３種地域 | ・高さは地上から広告物を設置する箇所までの高さの１/２かつ１０ｍ以下<br>・大津市景観計画で定める重要眺望点から見通したときの広告物の上端が背後の山並みの稜線又は琵琶湖の水面を遮蔽しない | |
| | 壁面広告物 | 第１種地域 | | ・面積は、表示される壁面の面積の1/3以下 | ＜共通基準＞<br>壁面内で表示し、または設置するものであること |
| | | 第２種地域 | | ・面積は、表示される壁面の面積の１/２以下<br>・一の事業所につき１壁面に１個以内<br>・表示面及び表示面の下地の色彩が、広告物を設置している建築物及び周辺の町並みの景観と不調和でない | |
| | | 第３種地域 | | ・面積は、表示される壁面の面積の１/２以下 | |
| | 突出広告物 | 第１種地域 | | | ＜共通基準＞<br>・突出し幅は、取付壁面から１．５ｍ以下<br>・道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は１ｍ以下<br>・下端の高さは、歩道上の場合は地上から２．７ｍ以上、車道上の場合は地上から４．７ｍ以上<br>・上端は取付壁面の高さを超えないこと |
| | | 第２種地域 | | ・一の事業所につき１個以内<br>・表示面及び表示面の下地の色彩が、広告物を設置している建築物及び周辺の町並みの景観と不調和でない | |
| | | 第３種地域 | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 野立広告物 | 自家用のもの | 第１種地域 | ・地上からの高さは１０m以下 | |
| | | 第２種地域 | ・地上からの高さは２０m以下<br>・一の事業所につき１個以内。<br>　ただし、当該事業所に複数の入口がある場合は，一の入口につき１個以内<br>・表示面及び表示面の下地の色彩が、周辺の町並みの景観と不調和でない | |
| | | 第３種地域 | ・地上からの高さは２０m以下 | |
| | 鉄道・道路沿線に所在する非自家用のもの（東海道新幹線・高速道路から両側1000m以内、鉄道・道路から両側500m以内に所在するもの）で次に掲げる道標及び案内図板の類を除く。 | 鉄道，軌道・索道 | ・鉄道等の境界線からの距離が１００m以上<br>・広告物相互間の距離が１００m以上<br>・高さは、広告板４．５m以下、広告塔１０m以下<br>・面積は、広告板３０㎡以下、広告塔２０㎡以下<br>・広告塔については１面の幅２m以下 | 東海道新幹線は除く。 |
| | | 東海道新幹線 | ・新幹線との境界線からの距離が５００m以上<br>・広告物相互間の距離が３００m以上<br>・高さは、広告板１０m以下、広告塔２０m以下<br>・面積は、５０㎡以下 | |
| | | 一般国道並びに県道高島大津線及び県道大津能登川長浜線 | ・道路の境界線からの距離が３０m以上<br>・広告物相互間の距離が１００m以上<br>・高さは、広告板４．５m以下、広告塔１０m以下<br>・面積は、広告板３０㎡以下、広告塔２０㎡以下<br>・広告塔については、１面の幅２m以下 | |
| | | 高速道路 | ・道路の境界線からの距離が５００m以上<br>・広告物相互間の距離が３００m以上<br>・高さは、広告板１０m以下、広告塔２０m以下 | |
| 野立広告物 | 鉄道（新幹線を除く。）、軌道、索道から１００m以内、東海道新幹線及び高速道路から５００m以内、一般国道全線並びに県道高島大津線及び県道大津能登川長浜線から３０m以内に所在する道標・案内板の類 | | ・一方向から見た表示面積の合計は５㎡以下<br>（ただし、１０以上の者が共同して設置する場合は３０㎡以下）<br>・高さ（脚の部分を除く。）は、４．５m以下<br>・同一の表示者が表示等するものにあっては、個数は同一地域２個以内 | 一の国道と他の国道が平面交差する地点から３０m以内の区間に係る区域に所在するものを除く。 |
| | 上記以外のもの | 第１種地域 | ・地上からの高さは１０m以下 | |
| | | 第２種地域 | ・地上からの高さは２０m以下<br>・一の事業所につき１個以内<br>・表示面及び表示面の下地の色彩が、周辺の町並みの景観と不調和でない | |
| | | 第３種地域 | ・地上からの高さは２０m以下 | |
| 電柱類を利用するもの | 巻付けにするもの | | ・下端の高さは地上から１．２m以上<br>・長さは１．８m以下 | 広告物の個数は、１柱につき巻付け広告物１巻きと袖付け広告物１個以内 |
| | 袖付けにするもの | | ・下端の高さは、歩道上の場合は２．７m以上、車道上の場合は４．７m以上<br>・長さは１．５m以下、突出幅は０．９m以下<br>・表示面積は１．２㎡以下<br>・原則として歩道または民地側へ向けて設置すること | |

注）第１種地域：用途地域が、第１種（第２種）中高層住居専用地域、第１種（第２種）住居地域及び準住居地域
第２種地域：ＪＲ大津駅周辺及び市道幹１０３７号線沿道のうち市長が別に定める地域
第３種地域：第１種地域及び第２種地域以外の地域

## ２．許可を受けることにより禁止地域の規定の適用が除外される場合における許可基準

### （１）自家用広告物

表示面積の合計が禁止地域において１５㎡以下であるもので次の基準をみたすもの（５㎡以下の場合は許可不要）

※禁止地域内における自家用広告物の許可基準

| | | | |
|---|---|---|---|
| 建築物を利用するもの | 屋上広告物 | ・高さは地上から広告物を設置する箇所までの高さの2/3かつ３m以下<br>・屋上等の水平投影面をはみ出さない<br>・広告物を支持する支柱等を見えないように外枠等で覆うこと | |
| | 壁面広告物 | ・面積は、表示される壁面の面積の1/3以下<br>・壁面内で表示し、または設置するものであること | |
| | 突出広告物 | ・突出し幅は、取付壁面から1.5m以下<br>・道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は１m以下<br>・下端の高さは、歩道上の場合は地上から2.7m以上、車道上の場合は地上から4.7m以上<br>・上端は取付壁面の高さを超えないこと | |
| 野立広告物 | | ・高さは地上から10m以下 | |

### （２）道標、案内図板の類

次の基準を満たすもの。

| | | |
|---|---|---|
| 野立広告物 | 景観計画に定める景観区で市長が定める区域（北部の湖岸地域） | ・一方向から見た表示面積の合計は３㎡以内（２以上の者が共同して設置する場合は５㎡以内）<br>・地上からの高さは、4.5m以下<br>・同一表示者が表示する場合、広告物間の距離は５００m以上 |
| | それ以外の区域 | ・一方向から見た表示面積の合計は５㎡以内（１０以上の者が共同して設置する場合は３０㎡以内）<br>・脚の部分を除いた高さは、4.5m以下<br>・同一表示者が表示する場合、同一地域内には２個以下 |
| 野立広告物以外 | 景観計画に定める景観区で市長が定める区域（北部の湖岸地域） | ・一方向から見た表示面積の合計は３㎡以内（２以上の者が共同して設置する場合は５㎡以内）<br>・同一表示者が表示する場合、広告物間の距離は５００m以上 |
| | それ以外の区域 | ・一方向から見た表示面積の合計は５㎡以内（１０以上の者が共同して設置する場合は３０㎡以内）<br>・同一表示者が表示する場合、同一地域内には２個以下 |

## 【彦根市】

| | |
|---|---|
| 一般基準 | 都市および自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の環境および景観に調和させること。<br>原則として表示面の色数を抑えるとともに、高彩度の色彩を複数使用しないこと。<br>景勝地においての眺望景観の妨げとならないよう配慮すること。<br>蛍光および発光を伴う塗料または材料を用いないこと。<br>電光表示板および照明を伴う広告物および掲出物件は、昼夜を問わず過剰な光量、照射範囲などによって、良好な景観または風致を阻害しないこと。<br>電光表示板、回転灯などの発光広告物にあっては、その点滅および表示速度は努めて緩やかにすること。<br>道路標識、信号機、交差点等の付近では、交通安全の妨げにならないようにすること。 |

個別基準

| | | 第１種地域 | 第２種地域 | 第３種地域 | 第４種地域 | 第５種地域 | 第６種地域 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 自家用広告物 | 総量規制(㎡) | 15㎡以下（※1、※2） | 15㎡以下（※1、※2） | ――― | ――― | ――― | ――― |
| | 色彩 | ・色相Ｒ・ＹＲ・Ｙ系<br>彩度8以下<br>その他の色相<br>彩度6以下<br>・ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。<br>・望見できる表示面以外の支柱等の色彩は全ての色相において彩度4以下。 | ・色相Ｒ・ＹＲ・Ｙ系<br>彩度8以下<br>その他の色相<br>彩度6以下<br>・ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。<br>・望見できる表示面以外の支柱等の色彩は全ての色相において彩度4以下。 | ・色相Ｒ・ＹＲ・Ｙ系<br>彩度8以下<br>その他の色相<br>彩度6以下<br>・ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。<br>・望見できる表示面以外の支柱等の色彩は全ての色相において彩度4以下。 | ・色相Ｒ・ＹＲ・Ｙ系<br>彩度10以下<br>その他の色相<br>彩度8以下<br>・ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。<br>・望見できる表示面以外の支柱等の色彩は全ての色相において彩度4以下。 | ・色相Ｒ・ＹＲ・Ｙ系<br>彩度8以下<br>その他の色相<br>彩度6以下<br>・ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。<br>・望見できる表示面以外の支柱等の色彩は全ての色相において彩度4以下。 | ・色相Ｒ・ＹＲ・Ｙ系<br>彩度10以下<br>その他の色相<br>彩度8以下<br>・ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。<br>・望見できる表示面以外の支柱等の色彩は全ての色相において彩度4以下。 |
| | 屋上広告物 | ・設置は許可しない。 | ・設置は許可しない。 | ・高さ<br>（建築物等の高さ）×2/3かつ3m以下 | ・高さ<br>［住居系用途地域または市街化調整区域］<br>（建築物等の高さ）×2/3かつ10m以下<br>［近隣商業地域等］<br>（建築物等の高さ）×2/3かつ20m以下 | ・高さ<br>（建築物等の高さ）×2/3かつ10m以下 | ・高さ<br>［住居系用途地域または市街化調整区域］<br>（建築物等の高さ）×2/3かつ10m以下<br>［近隣商業地域等］<br>（建築物等の高さ）×2/3かつ20m以下 |
| | | | | ＜共通基準＞<br>・屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。<br>・広告物または掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。 | | | |

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>第１種地域</th><th>第２種地域</th><th>第３種地域</th><th>第４種地域</th><th>第５種地域</th><th>第６種地域</th></tr>
<tr><td rowspan="8">自家用広告物</td><td rowspan="2">壁面広告物</td><td>・表示面積　壁面面積の1/4以下</td><td>・表示面積　壁面面積の1/4以下</td><td>・表示面積　壁面面積の1/4以下</td><td>・表示面積<br>[住居系用途地域または市街化調整区域]<br>壁面面積の1/3以下<br>[近隣商業地域等]<br>壁面面積の1/2以下</td><td>・表示面積　壁面面積の1/3以下</td><td>・表示面積<br>[住居系用途地域または市街化調整区域]<br>壁面面積の1/3以下<br>[近隣商業地域等]<br>壁面面積の1/2以下</td></tr>
<tr><td colspan="6">＜共通基準＞<br>・壁面内で表示し、または、設置するものであること。ただし、窓面その他の開口部を覆わないこと。<br>・窓面その他の開口部の各設置箇所の面積の1/2以下であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">突出広告物</td><td colspan="2">・地上から10m以下かつ、取付壁面の高さを越えない</td><td colspan="4">・上端は、取付壁面の高さを越えないものであること。</td></tr>
<tr><td colspan="6">・突出幅は、取付壁面から1.5m以下、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出幅は1m以下。<br>・下端の高さ　[歩道上]　地上から2.7m以上　[車道上]　地上から4.7m以上</td></tr>
<tr><td>野立広告物</td><td>・高さ　地上から4.5m以下<br>・幅　3m以下</td><td>・高さ　地上から10m以下<br>・幅　4.5m以下<br>（特定用途地域は除く）</td><td>・高さ　地上から10m以下</td><td>[住居系用途地域または市街化調整区域]<br>・高さ　地上から10m以下<br>[近隣商業地域等]<br>・高さ　地上から20m以下</td><td>・高さ　地上から10m以下</td><td>[住居系用途地域または市街化調整区域]<br>・高さ　地上から10m以下<br>[近隣商業地域等]<br>・高さ　地上から20m以下</td></tr>
<tr><td>立看板、広告旗その他立看板の類</td><td colspan="6">・表示面積　片面1.2㎡以下（総面積2.4㎡以下）<br>・高さ　地上から3m以下<br>・設置個数　敷地の道路に接する辺の延長を5で除した数値以下<br>・道路の路肩から5メートル以内の場所に掲出するものにあっては、相互間の距離は、5m以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">電光表示板</td><td colspan="2" rowspan="2">・設置は許可しない。</td><td>・表示面積　片面3㎡以下（総面積6㎡以下）<br>・高さ　地上から4.5m以下</td><td>・表示面積　片面5㎡以下（総面積10㎡以下）<br>・高さ　地上から10m以下</td><td>・表示面積　片面3㎡以下（総面積6㎡以下）<br>・高さ　地上から10m以下</td><td>・表示面積　片面5㎡以下（総面積10㎡以下）<br>・高さ　地上から10m以下</td></tr>
<tr><td colspan="4">・1事業所につき原則1個<br>・屋上広告物として設置するものでないこと<br>・強い光を放つものではなく、かつ、表示速度が速いものでないこと</td></tr>
<tr><td>可変式照明付き広告物</td><td colspan="2">・設置を許可しない。</td><td colspan="4">・強い光を放つものではなく、かつ、表示速度が速いものでないこと。<br>・屋上または高い位置に設置するものでないこと。</td></tr>
<tr><td>非自家用広告物</td><td>色彩</td><td>――――</td><td>――――</td><td>――――</td><td>――――</td><td>・色相Ｒ・ＹＲ・Ｙ系<br>彩度8以下<br>その他の色相<br>彩度6以下<br>・ただし、広告物の表示面積の30％以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。<br>・望見できる表示面以外の支柱等の色彩は全ての色相において彩度4以下。</td><td>・色相Ｒ・ＹＲ・Ｙ系<br>彩度10以下<br>その他の色相<br>彩度8以下<br>・ただし、広告物の表示面積の30％以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。<br>・望見できる表示面以外の支柱等の色彩は全ての色相において彩度4以下。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th></th><th></th><th>第１種地域</th><th>第２種地域</th><th>第３種地域</th><th>第４種地域</th><th>第５種地域</th><th>第６種地域</th></tr>
<tr><td rowspan="8">非自家用広告物</td><td rowspan="2">屋上広告物</td><td rowspan="2">・設置は許可しない。</td><td rowspan="2">・設置は許可しない。</td><td rowspan="2">・設置は許可しない。</td><td rowspan="2">・設置は許可しない。</td><td>・高さ<br>（建築物等の高さ）<br>×1/2かつ5m以下</td><td>・高さ<br>[住居系用途地域または市街化調整区域]<br>（建築物等の高さ）×1/2かつ5m以下<br>[近隣商業地域等]<br>（建築物等の高さ）×1/2かつ10m以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">＜共通基準＞<br>・屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。<br>・広告物または掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">壁面広告物</td><td rowspan="2">・設置は許可しない。</td><td rowspan="2">・設置は許可しない。</td><td rowspan="2">・設置は許可しない。</td><td rowspan="2">・設置は許可しない。</td><td>・表示面積<br>壁面面積の1/3以下</td><td>・表示面積<br>[住居系用途地域または市街化調整区域]<br>壁面面積の1/3以下<br>[近隣商業地域等]<br>壁面面積の1/2以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">＜共通基準＞<br>・壁面内で表示し、または設置するものであること。ただし、窓面その他の開口部を覆わないこと。<br>・窓面その他の開口部の各設置箇所の面積の1/2以下であること。</td></tr>
<tr><td>突出広告物</td><td>・設置は許可しない。</td><td>・設置は許可しない。</td><td>・設置は許可しない。</td><td>・設置は許可しない。</td><td colspan="2">・突出幅は、取付壁面から1.5m以下、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出幅は1m以下<br>・下端の高さ［歩道上］　地上から2.7m以上<br>［車道上］　地上から4.7m以上</td></tr>
<tr><td>野立広告物</td><td>・設置は許可しない。</td><td>・設置は許可しない。</td><td>・設置は許可しない。</td><td>・設置は許可しない。</td><td colspan="2">・野立広告板<br>高さ　地上から4.5m以下<br>表示面積　片面30㎡以下<br>・野立広告塔<br>高さ　地上から10m以下<br>表示面積　総面積20㎡以下かつ1面の幅2m以下<br>・同一の表示者が掲出する場合の相互間の距離は100m以上離すこと。</td></tr>
<tr><td>立看板、広告旗その他立看板の類</td><td>・設置は許可しない。</td><td>・設置は許可しない。</td><td>・設置は許可しない。</td><td>・設置は許可しない。</td><td>・設置は許可しない。</td><td>・設置は許可しない。</td></tr>
<tr><td>電光表示板</td><td>・設置は許可しない。</td><td>・設置は許可しない。</td><td>・設置は許可しない。</td><td>・設置は許可しない。</td><td>・設置は許可しない。</td><td>・設置は許可しない。</td></tr>
<tr><td>可変式照明付き広告物</td><td>・設置は許可しない。</td><td>・設置は許可しない。</td><td>・設置は許可しない。</td><td>・設置は許可しない。</td><td>・設置は許可しない。</td><td>・設置は許可しない。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th></th><th>第１種地域</th><th>第２種地域</th><th>第３種地域</th><th>第４種地域</th><th>第５種地域</th><th>第６種地域</th></tr>
<tr><td rowspan="2">道標、<br>案内図板の類</td><td colspan="2">・表示面積　片面3㎡以下（総面積6㎡以下）<br>（複数の者が共同で表示する場合、<br>片面5㎡以下）<br>・高さ　地上から4.5m以下<br>・同一の表示者が表示し設置するものにあっては、相互間の距離は500m以上であること。<br>・表示面の色彩<br>色相　Ｒ・ＹＲ・Ｙ系　彩度8以下<br>その他の色相　彩度6以下<br>ただし、広告物の表示面積の30％以下で着色される部分の色彩についてはこの限りでない。</td><td>・表示面積<br>片面3㎡以下<br>（総面積6㎡以下）<br>（複数の者が共同で設置する場合、<br>片面5㎡以下）<br>・高さ<br>地上から4.5m以下<br>・同一の表示者が表示し設置するものにあっては、相互間の距離は100m以上であること。<br>・表示面の色彩<br>色相　Ｒ・ＹＲ・Ｙ系　彩度8以下<br>その他の色相<br>彩度6以下<br>ただし、広告物の表示面積の30％以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。</td><td>・表示面積<br>片面5㎡以下<br>（総面積10㎡以下）<br>（10人以上で共同で表示する場合、<br>片面30㎡以下）<br>・高さ<br>地上から4.5m以下<br>・同一の表示者が表示し設置するものにあっては、相互間の距離は100m以上であること。<br>・表示面の色彩<br>色相　Ｒ・ＹＲ・Ｙ系　彩度10以下<br>その他の色相<br>彩度8以下<br>ただし、広告物の表示面積の30％以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。<br>・一の国道と他の国道が平面交差する地点から30m以内の区域には、設置は許可しない。</td><td rowspan="2">――――</td><td rowspan="2">――――</td></tr>
<tr><td colspan="3">・望見できる表示面以外の支柱等の色彩は、全ての色相において彩度4以下<br>・電光表示板および可変式照明付き広告物は、設置を許可しない。<br>・地図または地名、路線名、矢印や方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所などを示す案内の内容を表示面積の40％以上占めること。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th></th><th>第１種地域</th><th>第２種地域</th><th>第３種地域</th><th>第４種地域</th><th>第５種地域</th><th>第６種地域</th></tr>
<tr><td rowspan="2">電柱の類を<br>利用する<br>広告物</td><td>・設置は許可しない。</td><td>・同一表示者が表示し、<br>または設置するもの<br>にあっては、相互間<br>の距離は、500m以上<br>・色彩<br>色相Ｒ・ＹＲ・Ｙ系<br>彩度8以下<br>その他の色相<br>彩度6以下<br>ただし、広告物の表示面<br>積の30%以下で着色され<br>る部分の色彩について<br>は、この限りでない。</td><td>・電柱に設置するもの<br>にあっては、相互間<br>の距離は、道路1側に<br>つき20m以上<br>・色彩<br>色相Ｒ・ＹＲ・Ｙ系<br>彩度8以下<br>その他の色相<br>彩度6以下<br>ただし、広告物の表示面<br>積の30%以下で着色され<br>る部分の色彩について<br>は、この限りでない。</td><td>・電柱に設置するもの<br>にあっては、相互間<br>の距離は、道路1側に<br>つき20m以上<br>・色彩<br>色相Ｒ・ＹＲ・Ｙ系<br>彩度10以下<br>その他の色相<br>彩度8以下<br>ただし、広告物の表示面<br>積の30%以下で着色され<br>る部分の色彩について<br>は、この限りでない。</td><td>・電柱に設置するもの<br>にあっては、相互間<br>の距離は、道路1側に<br>つき20m以上<br>・色彩<br>色相Ｒ・ＹＲ・Ｙ系<br>彩度8以下<br>その他の色相<br>彩度6以下<br>ただし、広告物の表示面<br>積の30%以下で着色され<br>る部分の色彩について<br>は、この限りでない。</td><td>・電柱に設置するもの<br>にあっては、相互間<br>の距離は、道路1側に<br>つき20m以上<br>・色彩<br>色相Ｒ・ＹＲ・Ｙ系<br>彩度10以下<br>その他の色相<br>彩度8以下<br>ただし、広告物の表示面<br>積の30%以下で着色され<br>る部分の色彩について<br>は、この限りでない。</td></tr>
<tr><td colspan="6">＜共通基準＞<br>・巻付け広告物<br>下端の高さ　地上から1.9m以上<br>長さ　1.5m以下<br>・袖付け広告物<br>下端の高さ<br>［歩道上］　地上から2.7m以上<br>［車道上］　地上から4.7m以上<br>長さ　1.1m以下<br>突き出し幅　0.9m以下<br>ただし、表示面積は0.88㎡以下<br>・電光表示板および可変式照明付き広告物の設置は、許可しない。<br>・原則として歩道または民地側へ向けて設置するものであること。<br>・広告物の個数は、1柱につき巻き付けにする広告物1巻きと袖付けにする広告物１個以内であること。</td></tr>
</table>

※1　敷地面積が基準面積（1,500㎡）以上の施設にあっては、総量規制に次の緩和措置を設ける。Σａ≦15（㎡）×Ａ／1,500（㎡）（ａ：各広告物の面積　Ａ：敷地面積）
ただし、1,500㎡未満の場合は1,500㎡で算定する。

※2　特定用途地域（第1種・第2種低層住居専用地域を除く）が指定されている場合は、この規定は適用されない。

※3　住居系用途地域：都市計画法による、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域を示します。
近隣商業地域等：都市計画法による、商業地域、近隣商業地域、工業地域、準工業地域、工業専用地域を示します。

## 【長浜市】

<table>
<tr><td colspan="2">一般基準</td><td colspan="6">都市美及び自然美を損なわないよう表示し、かつ、面積、形状、意匠等を周辺のまちなみと調和させること。<br>色数を抑えるとともに、地色には高彩度の色彩を複数使わないこと。<br>後背地への眺望の妨げとならないよう配慮すること。<br>照明は、過剰な光量、照射範囲など、良好な景観を阻害しないこと。<br>ネオンサイン又はイルミネーションにあっては、その点滅速度は努めて緩やかなものとすること。<br>容易に破損、損壊しない構造とするとともに、適正な維持管理に努めること。<br>道路標識、信号機等の付近では、道路交通安全の妨げとならないようにすること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">個別基準</td><td>第１種地域<br>（琵琶湖・余呉湖ゾーン）</td><td>第２種地域<br>（歴史・風致ゾーン）</td><td>第３種地域<br>（まちなか文化ゾーン）</td><td>第４種地域<br>（沿道田園ゾーン）</td><td>第５種地域<br>（沿道商業ゾーン）</td><td>第６種地域<br>（その他）</td></tr>
<tr><td rowspan="6">自家用広告物</td><td>総量規制<br>（㎡）</td><td>15㎡（用途地域除く※1）</td><td>15㎡</td><td>15㎡</td><td>―――</td><td>―――</td><td>―――</td></tr>
<tr><td rowspan="2">屋上広告物</td><td colspan="2" rowspan="2">・設置は許可しない。</td><td rowspan="2">・設置は許可しない。<br>ただし、１階の屋根に設置され、背部に壁面があってその高さを超えない場合、その壁面から２メートル以内にあるものは壁面広告物とみなす。</td><td>・高さは、建築物等の高さ（塔屋等の高さを除く）の2/3以内、かつ、5m以下</td><td>・高さは、建築物等の高さ（塔屋等の高さを除く）の2/3以内、かつ、6m以下</td><td>・高さは、建築物等の高さ（塔屋等の高さを除く）の2/3以内、かつ、20m以下（住居系用途地域（※2）にあっては、地上からの高さは、10m以下）</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜共通基準＞<br>・屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。<br>・広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">壁面広告物</td><td colspan="3">・表示面積は、壁面面積の1/4以下</td><td colspan="3">・表示面積は、壁面面積が100㎡以内の場合、壁面面積の1/2以内、かつ、20㎡以内<br>・壁面面積が100㎡を超える場合、壁面面積の1/5以内</td></tr>
<tr><td colspan="6">＜共通基準＞<br>・壁面内で表示し、又は設置するものであること。</td></tr>
<tr><td>野立広告物</td><td>・高さは、地上から10m以下<br>・幅は、4.5m以下（用途地域（※1）を除く。）<br>・表示面の地色は、次に定める彩度とすること。ただし，広告物の面積の1/3以内で着色させる部分の色彩については、この限りでない。<br>(ア)Ｒ，ＹＲ，Ｙ：彩度１０以下<br>(イ)それ以外の色相：彩度８以下</td><td>・高さは、地上から10m以下</td><td>・高さは、地上から10m以下</td><td>・高さは、地上から10m以下</td><td>・高さは、地上から20m以下（住居系用途地域（※2）にあっては、地上から10m以下）</td><td>・高さは、地上から20m以下（住居系用途地域（※2）にあっては、地上から10m以下）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">自家用広告物</td><td>電光掲示板</td><td>・設置は許可しない。</td><td>・設置は許可しない。</td><td>・設置は許可しない。</td><td>・1事業所につき原則1個とする。<br>・建築物に表示する面積は、3㎡以下であること。<br>・広告塔に表示する面積は、一面3㎡以下（複数面の場合6㎡以下）</td><td>・1事業所につき原則1個とする。<br>・建築物に表示する面積は、5㎡以下であること。<br>・広告塔に表示する面積は、一面5㎡以下（複数面の場合10㎡以下）</td><td>・1事業所につき原則1個とする。<br>・建築物に表示する面積は、5㎡以下であること。<br>・広告塔に表示する面積は、一面5㎡以下（複数面の場合10㎡以下）</td></tr>
<tr><td>突出広告物</td><td colspan="6">＜共通基準＞<br>・突出し幅は、取付壁面から1.5m以下、かつ、道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅は1m以下<br>・下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7m以上、車道上にあっては地上から4.7m以上<br>・上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>第１種地域<br>（琵琶湖・余呉湖ゾーン）</td><td>第２種地域<br>（歴史・風致ゾーン）</td><td>第３種地域<br>（まちなか文化ゾーン）</td><td>第４種地域<br>（沿道田園ゾーン）</td><td>第５種地域<br>（沿道商業ゾーン）</td><td>第６種地域<br>（その他）</td></tr>
<tr><td rowspan="6">非自家用広告物</td><td rowspan="2">屋上広告物</td><td rowspan="2">・設置は許可しない。</td><td rowspan="2">・設置は許可しない。</td><td rowspan="2">・設置は許可しない。</td><td>・高さは、建築物等の高さ（塔屋等の高さを除く）の2/3以内、かつ、5m以下</td><td>・高さは、建築物等の高さ（塔屋等の高さを除く）の2/3以内、かつ、6m以下</td><td>・高さは、建築物等の高さ（塔屋等の高さを除く）の2/3以内、かつ、20m以下（住居系用途地域（※2）にあっては、地上からの高さは、10m以下）</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜共通基準＞<br>・屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。<br>・広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">壁面広告物</td><td rowspan="2">・設置は許可しない。</td><td rowspan="2">・設置は許可しない。</td><td>・表示面積は、壁面面積の1/4以下</td><td colspan="2">・表示面積は、壁面面積が100㎡以内の場合、壁面面積の1/2以内、かつ、20㎡以内<br>・壁面面積が100㎡を超える場合、壁面面積の1/5以内</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜共通基準＞<br>・壁面内で表示し、又は設置するものであること。</td></tr>
<tr><td>野立広告物</td><td>・設置は許可しない。</td><td>・設置は許可しない。</td><td>・設置は許可しない。</td><td>・設置は許可しない。</td><td>・設置は許可しない。</td><td>・高さは、地上から20m以下（住居系用途地域（※2）にあっては、高さは、地上から10m以下）</td></tr>
<tr><td>電光掲示板</td><td>・設置は許可しない。</td><td>・設置は許可しない。</td><td>・設置は許可しない。</td><td>・設置は許可しない。</td><td>・設置は許可しない。</td><td>・設置は許可しない。</td></tr>
<tr><td>突出広告物</td><td>・設置は許可しない。</td><td>・設置は許可しない。</td><td>・設置は許可しない。</td><td colspan="3">＜共通基準＞<br>・突出し幅は、取付壁面から1.5m以下、かつ、道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅は1m以下<br>・下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7m以上、車道上にあっては地上から4.7m以上<br>・上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th></th><th>第１種地域<br>（琵琶湖・余呉湖ゾーン）</th><th>第２種地域<br>（歴史・風致ゾーン）</th><th>第３種地域<br>（まちなか文化ゾーン）</th><th>第４種地域<br>（沿道田園ゾーン）</th><th>第５種地域<br>（沿道商業ゾーン）</th><th>第６種地域<br>（その他）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">道標、案内図板（案内内容が表示面積の40%以上を占めている誘導目的の広告物）の類</td><td>・表示面積は、一面3㎡以下（複数の者が共同で設置する場合、一面5㎡以下）<br>・高さは、地上から4.5m以下<br>・表示面の地色は、次に定める彩度とすること。ただし，広告物の面積の1/3以内で着色させる部分の色彩については、この限りでない。<br>(ア)Ｒ，ＹＲ，Ｙ：彩度10以下<br>(イ)それ以外の色相：彩度8以下<br>・同一の広告主が設置するものにあっては、500m以上間隔をおくこと。</td><td>・表示面積は、一面3㎡以下（複数の者が共同で設置する場合、一面5㎡以下）<br>・高さは、地上から4.5m以下<br>・同一の広告主が設置するものにあっては、500m以上間隔をおくこと。</td><td>・表示面積は、一面3㎡以下（複数の者が共同で設置する場合、一面5㎡以下）<br>・高さは、地上から4.5m以下<br>・同一の広告主が設置するものにあっては、500m以上間隔をおくこと。</td><td>・表示面積は、一面5㎡以下（5人以上の者が共同で設置する場合、一面15㎡以下）<br>・高さは、地上から4.5m以下<br>・個数は、同一の広告主が設置するものにあっては、同一地域（※3）内に2個以下</td><td>・表示面積は、一面5㎡以下（5人以上の者が共同で設置する場合、一面15㎡以下）<br>・高さは、地上から4.5m以下<br>・個数は、同一の広告主が設置するものにあっては、同一地域内（※3）に2個以下</td><td rowspan="2">――――</td></tr>
<tr><td colspan="5">＜共通基準＞<br>（注）一の国道と他の国道が平面交差する地点から30メートル以内の区間については、国道の境界線から30メートル以内の区域に設けないこと。</td></tr>
<tr><td>電柱の類を利用する<br>広告物</td><td>・設置は許可しない。</td><td>・設置は許可しない。</td><td colspan="3">＜共通基準＞<br>・巻付け広告物<br>(ア)　下端の高さは地上から1.2m以上で、長さは1.8m以下<br>・袖付け広告物<br>(ア)　下端の高さは歩道上にあっては地上から2.7m以上、車道にあっては地上から4.7m以上で、長さは1.5m以下、突出し幅は0.9m以下であること。ただし、表示面積は1.2㎡以下<br>(イ)　原則として歩道又は民地側へ向けて設置するものであること。<br>※広告物の個数は、1柱につき巻き付けにする広告物1巻きと袖付けにする広告物１個以内であること。</td></tr>
</table>

※1　用途地域のうち、都市計画法による第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域を除きます。

※2　住居系用途地域とは、都市計画法による第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域及び第2種住居地域をいう。

※3　同一地域とは、100m×100mの区間をいう。

## 【近江八幡市】

<table>
<tr><td colspan="3">一般基準</td><td colspan="6">(1) 都市及び自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の環境及び景観に調和させること。<br>(2) 原則として、表示面の色数を抑えるとともに、高彩度の色彩を複数使用しないこと。<br>(3) 景勝地においての眺望景観の妨げとならないよう配慮すること。<br>(4) 蛍光又は発光を伴う塗料及び材料を用いないこと。<br>(5) 道路標識、信号機、交差点等の付近では、交通安全の妨げにならないようにすること。<br>(6) 電光表示板及び照明を伴う広告物等は、昼夜を問わず過剰な光量、照射範囲等によって、良好な景観又は風致を阻害しないこと。<br>(7) 電光表示板、可変式照明付き広告物等の発光を伴う広告物等にあっては、その点滅及び表示速度は努めて緩やかにすること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">個別基準</td><td>第1種地域<br>(水郷・風致・文化・低層住宅ゾーン)</td><td>第2種地域(詩情あふれる風景ゾーン)</td><td>第3種地域(沿道・市街地ゾーン)</td><td>第4種地域(沿道・田園ゾーン)</td><td>第5種地域(田園・集落ゾーン)</td><td>特別地域(重要風景ゾーン)</td></tr>
<tr><td rowspan="12">自家用広告物</td><td colspan="2">許可申請の要否</td><td>・総面積5㎡以下は、許可申請不要。ただし、許可申請不要のものであっても、各種広告物等の基準に適合させること。</td><td colspan="4">・総面積10㎡以下は、許可申請不要。<br>ただし、許可申請不要のものであっても、各種地域及び各種広告物等の基準に適合させること。</td><td>・総面積5㎡以下は、許可申請不要。ただし、許可申請不要のものであっても、各種広告物等の基準に適合させること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">総量規制</td><td>・表示面積の合計は、15㎡以下。<br>ただし、近江八幡市風景計画に定める水郷風景計画の区域(市長が指定する区域を除く。)及び全市計画の区域のうち湖畔風景ゾーンの区域以外の区域については、10㎡以下。<br>・敷地面積が基準面積1，500㎡以上の施設にあっては、総量規制に次の緩和を設ける。<br>Σa≦15㎡×A／1，500㎡(aは各広告物の面積(㎡)、Aは敷地面積(㎡))<br>ただし、近江八幡市風景計画に定める水郷風景計画の区域(市長が指定する区域を除く。)及び全市計画の区域のうち湖畔風景ゾーンの区域以外の区域については、式中「15㎡」とあるのは、「10㎡」と読み替える。</td><td colspan="4">規制基準なし。</td><td>・表示面積の合計は、5㎡以下。</td></tr>
<tr><td colspan="2">色彩基準</td><td>・表示面積の色彩は、全ての色相で彩度8を超えないこと。ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。</td><td>・表示面積の色彩は、全ての色相で彩度10を超えないこと。ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。</td><td colspan="3">規制基準なし。</td><td>・表示面の色彩は、色相R系及びYR系では彩度6、色相Y系では彩度4、その他の色相では彩度2を超える色を使用する部分の表示面積が、全体の表示面積の20%未満であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">野立広告物</td><td>面積等</td><td>・幅は、4．5m以下。<br>・表示面積は、片面3㎡以下。</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>・表示面積は、片面2㎡以下。</td></tr>
<tr><td>高さ等</td><td>・高さは、地上から10m以下。</td><td>・高さは、地上から10m以下。</td><td>・高さは、地上から12m以下。<br>(商業系用途地域及び国道8号から30m以内の地域については、地上から20m以下)</td><td>・高さは、地上から12m以下。</td><td>・高さは、地上から10m以下。</td><td>・高さは、地上から3．5m以下。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">屋上広告物</td><td>面積等</td><td rowspan="2">・設置を許可しない。<br>ただし、1階の屋根に設置され、背部に壁面があってその高さを超えず、その壁面から2m以内にあるものについては、この限りでない。</td><td>—</td><td>—</td><td colspan="2">—</td><td rowspan="2">・設置を許可しない。<br>ただし、1階の屋根に設置され、背部に壁面があってその高さを超えず、その壁面から2m以内にあるもの及び既存のもののうち周囲の景観と調和しているものについては、この限りでない。</td></tr>
<tr><td>高さ等</td><td>・高さは、建築物等の高さ(塔屋を除く。)の3分の2以下、かつ、5m以下。<br>・屋上等の水平投影面をはみ出さないこと。<br>・広告物等を支持する支柱等が見えないように外枠等を覆うこと。</td><td>・高さは、建築物等の高さ(塔屋を除く。)の3分の2以下、かつ、20m以下。<br>・屋上等の水平投影面をはみ出さないこと。<br>・広告物等を支持する支柱等が見えないように外枠等を覆うこと。</td><td colspan="2">・高さは、建築物等の高さ(塔屋を除く。)の3分の2以下、かつ、10m以下。<br>・屋上等の水平投影面をはみ出さないこと。<br>・広告物等を支持する支柱等が見えないように外枠等を覆うこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">壁面広告物</td><td>面積等</td><td>・表示面積は、鉛直投影壁面積の4分の1以下、かつ、表示面積は3㎡以下。<br>・窓面その他の開口部については、各設置箇所の面積の2分の1以下であり、表示面積は3㎡以下。</td><td>・表示面積は、鉛直投影壁面積の3分の1以下。<br>・窓面その他の開口部については、各設置箇所の面積の2分の1以下。</td><td>・表示面積は、鉛直投影壁面積の2分の1以下。<br>・窓面その他の開口部については、各設置箇所の面積の2分の1以下。</td><td colspan="2">・表示面積は、鉛直投影壁面積の3分の1以下。<br>・窓面その他の開口部については、各設置箇所の面積の2分の1以下。</td><td>・表示面積は、2㎡以下、かつ、短辺が60cm以下。<br>・窓面その他の開口部については、各設置箇所の面積の2分の1以下、表示面積は、2㎡以下、かつ、短辺が60cm以下。</td></tr>
<tr><td>高さ等</td><td>・壁面内で表示し、又は設置すること。</td><td>・壁面内で表示し、又は設置すること。</td><td>・壁面内で表示し、又は設置すること。</td><td colspan="2">・壁面内で表示し、又は設置すること。</td><td>・壁面内で表示し、又は設置するものであること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">突出広告物</td><td>面積等</td><td>・表示面積は、片面3㎡以下。</td><td>—</td><td colspan="3">—</td><td>・表示面積は、片面2㎡以下。</td></tr>
<tr><td>高さ等</td><td>・突出幅は、取付壁面から1m以下。<br>・道路上に突き出す場合の道路上への突出幅は、1m以下。<br>・下端の高さは、歩道上にあっては地上から2．7m以上、車道上にあっては地上から4．7m以上。<br>ただし、敷地内に設置する場合は、この限りでない。<br>・上端は、取付壁面の高さを超えないこと。</td><td>・突出幅は、取付壁面から1m以下。<br>・道路上に突き出す場合の道路上への突出幅は、1m以下。<br>・下端の高さは、歩道上にあっては地上から2．7m以上、車道上にあっては地上から4．7m以上。<br>ただし、敷地内に設置する場合は、この限りでない。<br>・上端は、取付壁面の高さを超えないこと。</td><td colspan="3">・突出幅は、取付壁面から1．5m以下、かつ、広告表示板の突出幅は、1m以下。<br>・道路上に突き出す場合の道路上への突出幅は、1m以下。<br>・下端の高さは、歩道上にあっては地上から2．7m以上、車道上にあっては地上から4．7m以上。ただし、敷地内に設置する場合は、この限りでない。<br>・上端は、取付壁面の高さを超えないこと。</td><td>・突出幅は、取付壁面から60cm以下。<br>・下端の高さは、歩道上にあっては地上から2．7m以上、車道上にあっては地上から4．7m以上。ただし、敷地内に設置する場合は、この限りでない。<br>・上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。</td></tr>
</table>

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 可変式照明付き広告物 | 面積等 | ・設置を許可しない。 | ・表示面積は、片面1．5㎡以下であること。 | ― | ・表示面積は、片面5㎡以下であること。 | | ・設置を許可しない。 |
| | | 高さ等 | | ・強い光を放つものでなく、かつ、表示速度が速いものでないこと。<br>・1事業所等につき1個までとする。 | ・強い光を放つものでなく、かつ、表示速度が速いものでないこと。 | ・強い光を放つものでなく、かつ、表示速度が速いものでないこと。<br>・1事業所等につき1個までとする。 | | |
| | 電光表示板 | 面積等 | ・設置を許可しない。 | ・表示面積は、片面1．5㎡以下であること。 | ― | ・表示面積は、片面5㎡以下であること。 | | ・設置を許可しない。 |
| | | 高さ等 | ・設置を許可しない。 | ・強い光を放つものでなく、かつ、表示速度が速いものでないこと。<br>・1事業所等につき1個までとする。 | ・強い光を放つものでなく、かつ、表示速度が速いものでないこと。 | ・強い光を放つものでなく、かつ、表示速度が速いものでないこと。<br>・1事業所等につき1個までとする。 | | |
| 非自家用広告物 | 許可申請の要否 | | 設置を許可しない。 | | | | 全て必要 | ・設置を許可しない。 |
| | 色彩基準 | | 設置を許可しない。 | | | | 規制基準なし。 | ・設置を許可しない。 |
| | 野立広告物 | 面積等 | 設置を許可しない。 | | | | ・表示面積は、片面15㎡以下（住居系の用途地域については、片面5㎡以下）。 | ・設置を許可しない。 |
| | | 高さ等 | | | | | ・高さは、地上から10m以下（住居系の用途地域については、地上から4．5m以下）。<br>・同一の広告主が複数表示し、又は設置する場合にあっては、相互間の距離は、100m以上。 | |
| | 屋上広告物 | 面積等 | 設置を許可しない。 | | | | ― | ・設置を許可しない。 |
| | | 高さ等 | | | | | ・高さは、建築物等の高さ（塔屋を除く。）の2分の1以下、かつ、5m以下。<br>・屋上等の水平投影面をはみ出さないこと。<br>・広告物等を支持する支柱等が見えないように外枠等を覆うこと。 | |
| | 壁面広告物 | 面積等 | 設置を許可しない。 | | | | ・表示面積は、鉛直投影壁面積の3分の1 | ・設置を許可しない。 |
| | | 高さ等 | | | | | ・壁面内で表示し、又は設置すること。<br>・窓面への表示及び設置は、許可しない。 | |
| | 突出広告物 | 面積等 | 設置を許可しない。 | | | | ― | ・設置を許可しない。 |
| | | 高さ等 | | | | | ・突出幅は、取付壁面から1．5m以下、かつ、広告表示板の突出幅は、1m以下。<br>・道路上に突き出す場合の道路上への突出幅は、1m以下。<br>・下端の高さは、歩道上にあっては地上から2．7m以上、車道上にあっては地上から4．7m以上。ただし、敷地内に設置する場合は、この限りでない。<br>・上端は、取付壁面の高さを超えないこと。 | |
| | 可変式照明付き広告物 | 面積等 | 設置を許可しない。 | | | | ・表示面積は、片面5㎡以下。 | ・設置を許可しない。 |
| | | 高さ等 | | | | | ・高さは、地上から4．5m以下。<br>・強い光を放つものでなく、かつ、表示速度が速いものでないこと。 | |
| | 電光表示板 | 面積等 | 設置を許可しない。 | | | | ・表示面積は、片面2㎡以下。 | ・設置を許可しない。 |
| | | 高さ等 | | | | | ・高さは、地上から4．5m以下。<br>・強い光を放つものでなく、かつ、表示速度が速いものでないこと。 | |
| | 許可申請の要否 | | 全て必要 | | | | | ・設置を許可しない。 |
| | 表示内容 | | 地図、地名、路線名、矢印、方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所その他案内の内容の表示部分が全体の表示面積の40パーセント以上を占めること。 | | | | | ・設置を許可しない。 |
| | 色彩基準 | | ・表示面積の色彩は、全ての色相で彩度8を超えないこと。ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。 | ・表示面積の色彩は、全ての色相で彩度10を超えないこと。ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。 | 規制基準なし。 | | | ・設置を許可しない。 |
| | 野立広告物 | 面積等 | ・表示面積は、片面3㎡以下。 | ・表示面積は、片面3㎡以下。 | ・表示面積は、片面5㎡以下。 | ・表示面積は、片面5㎡以下。 | ・表示面積は、片面15㎡以下（住居系の用途地域については、片面5㎡以下）。 | ・設置を許可しない。 |
| | | 高さ等 | ・高さは、地上から4．5m以下。<br>・同一の広告主が複数表示し、又は設置する場合にあっては、相互間の距離は、500m以上。 | ・高さは、地上から4．5m以下。<br>・同一の広告主が複数表示し、又は設置する場合にあっては、相互間の距離は、200m以上。 | ・高さは、地上から4．5m以下。ただし、指定道路沿線にあっては、道路面から4．5m以下。<br>・同一の広告主が複数表示し、又は設置する場合にあっては、相互間の距離は、200m以上。<br>・一の国道と他の国道との平面交差する地点から30m以内の区間で、国道の境界線から30m以内の区域には、設置を許可しない。 | ・高さは、地上から4．5m以下。ただし、指定道路沿線にあっては、道路面から4．5m以下。<br>・同一の広告主が複数表示し、又は設置する場合にあっては、相互間の距離は、200m以上。 | ・高さは、地上から10m以下（住居系の用途地域については、地上から4．5m以下）。<br>・同一の広告主が複数表示し、又は設置する場合にあっては、相互間の距離は、100m以上。 | ・設置を許可しない。 |

<table>
<tr><td rowspan="10">案内図板</td><td rowspan="2">屋上広告物</td><td>面積等</td><td colspan="3" rowspan="2">設置を許可しない。</td><td>—</td><td rowspan="2">・設置を許可しない。</td></tr>
<tr><td>高さ等</td><td>・高さは、建築物等の高さ（塔屋を除く。）の2分の1以下、かつ、5m以下。<br>・屋上等の水平投影面をはみ出さないこと。<br>・広告物等を支持する支柱等が見えないように外枠等を覆うこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">壁面広告物</td><td>面積等</td><td>・表示面積は、鉛直投影壁面積の4分の1以下、かつ、3㎡以下。</td><td>・表示面積は、鉛直投影壁面積の3分の1以下。</td><td>・表示面積は、鉛直投影壁面積の2分の1以下。</td><td colspan="2">・表示面積は、鉛直投影壁面積の3分の1以下。</td><td rowspan="2">・設置を許可しない。</td></tr>
<tr><td>高さ等</td><td>・壁面内で表示し、又は設置すること。<br>・窓面への表示及び設置は、許可しない。<br>・同一の建築物に対して1個以内。</td><td>・壁面内で表示し、又は設置するものであること。<br>・窓面への表示及び設置は、許可しない。</td><td>・壁面内で表示し、又は設置すること。<br>・窓面への表示及び設置は、許可しない。</td><td colspan="2">・壁面内で表示し、又は設置すること。<br>・窓面への表示及び設置は、許可しない。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">突出広告物</td><td>面積等</td><td rowspan="2">・設置を許可しない。</td><td>—</td><td colspan="3">—</td><td rowspan="2">・設置を許可しない。</td></tr>
<tr><td>高さ等</td><td>・突出幅は、取付壁面から1m以下。<br>・道路上に突き出す場合の道路上への突出幅は、1m以下。<br>・下端の高さは、歩道上にあっては地上から2．7m以上、車道上にあっては地上から4．7m以上。<br>ただし、敷地内に設置する場合は、この限りでない。<br>・上端は、取付壁面の高さを超えないこと。</td><td colspan="3">・突出幅は、取付壁面から1．5m以下、かつ、広告表示板の突出幅は、1m以下。<br>・道路上に突き出す場合の道路上への突出幅は、1m以下。<br>・下端の高さは、歩道上にあっては地上から2．7m以上、車道上にあっては地上から4．7m以上。<br>ただし、敷地内に設置する場合は、この限りでない。<br>・上端は、取付壁面の高さを超えないこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">可変式照明付き広告物</td><td>面積等</td><td colspan="2" rowspan="2">設置を許可しない。</td><td colspan="3">・表示面積は、片面5㎡以下。</td><td rowspan="2">・設置を許可しない。</td></tr>
<tr><td>高さ等</td><td colspan="3">・高さは、地上から4．5m以下。<br>・強い光を放つものでなく、かつ、表示速度が速いものでないこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">電光表示板</td><td>面積等</td><td colspan="2" rowspan="2">設置を許可しない。</td><td colspan="3">・表示面積は、片面2㎡以下。</td><td rowspan="2">・設置を許可しない。</td></tr>
<tr><td>高さ等</td><td colspan="3">・高さは、地上から4．5m以下。<br>・強い光を放つものでなく、かつ、表示速度が速いものでないこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">電柱類を利用する広告物</td><td colspan="2">色彩基準</td><td>・表示面積の色彩は、全ての色相で彩度8を超えないこと。ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。</td><td>・表示面積の色彩は、全ての色相で彩度10を超えないこと。ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。</td><td colspan="3">規制基準なし。</td><td>・表示面の色彩は、色相R系及びYR系では彩度6、色相Y系では彩度4、その他の色相では彩度2を超える色を使用する部分の表示面積が、全体の表示面積の20%未満であること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">巻付け広告物</td><td>・目的地へ誘導することを目的とした内容の表示面積が、全体の表示面積の40%以上を占めること。ただし、自家用広告物については、この限りでない。<br>・下端の高さは、地上から1．9m以上、広告物の長さは、1．5m以下。<br>・広告物の個数は、1柱につき巻付け広告物1巻きとする。<br>・電光表示板及び可変式照明付き広告物の設置は、許可しない。<br>・同一の広告主が複数表示し、又は設置する場合にあっては、相互間の距離は、500m以上。</td><td colspan="4">・下端の高さは、地上から1．9m以上、広告物の長さは、1．5m以下。<br>・広告物の個数は、1柱につき巻付け広告物1巻きとする。<br>・電光表示板及び可変式照明付き広告物の設置は、許可しない。</td><td>・目的地へ誘導することを目的とした内容の表示面積が、全体の表示面積の40%以上。ただし、自家用広告物の場合は、この限りでない。<br>・下端の高さは、地上から1．9m以上、広告物の長さは、1．5m以下。<br>・広告物の個数は、1柱につき巻付け広告物1巻きとする。<br>・電光表示板及び可変式照明付き広告物の設置は、許可しない。<br>・同一の広告主が複数表示し、又は設置する場合にあっては、相互間の距離は、500m以上。</td></tr>
<tr><td colspan="2">袖付け広告物</td><td>・目的地へ誘導することを目的とした内容の表示面積が、全体の表示面積の40%以上を占めること。ただし、自家用広告物については、この限りでない。<br>・下端の高さは、歩道上にあっては地上から2．7m以上、車道上にあっては地上から4．7m以上、長さは、1．1m以下、突出幅は、0．9m以下。ただし、表示面積は、片面0．9㎡以下。<br>・原則として、歩道又は民地側へ向けて設置すること。<br>・広告物の個数は、1柱につき袖付け広告物1個とする。<br>・電光表示板及び可変式照明付き広告物の設置は、許可しない。<br>・同一の広告主が複数表示し、又は設置する場合にあっては、相互間の距離は、500m以上。</td><td colspan="4">・下端の高さは、歩道上にあっては地上から2．7m以上、車道上にあっては地上から4．7m以上、長さは、1．1m以下、突出幅は、0．9m以下。<br>ただし、表示面積は、片面0．9㎡以下。<br>・原則として、歩道又は民地側へ向けて設置するものであること。<br>・広告物の個数は、1柱につき袖付け広告物1個とする。<br>・電光表示板及び可変式照明付き広告物の設置は、許可しない。</td><td>・目的地へ誘導することを目的とした内容の表示面積が、全体の表示面積の40%以上を占めること。ただし、自家用広告物の場合は、この限りでない。<br>・下端の高さは、歩道上にあっては地上から2．7m以上、車道上にあっては地上から4．7m以上で、長さは、1．1m以下、突出幅は、0．9m以下。ただし、表示面積は、片面0．9㎡以下。<br>・原則として、歩道又は民地側へ向けて設置するものであること。<br>・広告物の個数は、1柱につき袖付け広告物1個とする。<br>・電光表示板及び可変式照明付き広告物の設置は、許可しない。<br>・同一の広告主が複数表示し、又は設置する場合にあっては、相互間の距離は、500m以上。</td></tr>
</table>

## 【草津市】

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一般基準 | | | (1)　都市および自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の景観に調和させること。<br>(2)　原則として表示面の下地の色は、黒および高彩度色を使用しないこと。<br>(3)　表示面の下地以外において高彩度色を使用する場合は、その表示部分を最小にとどめること。<br>(4)　蛍光または発光を伴う塗料または材料を用いないこと。<br>(5)　照明を伴うものにあっては、昼間においても良好な景観または風致を害しないこと。<br>(6)　ネオンサインまたはこれに類するものにあっては、その点滅速度は努めて緩やかなものとすること。 | | | | | | |
| 個別基準 | | | 禁止地域１ | 禁止地域２ | 第１種許可地域 | 第2種許可地域 | 第3種許可地域 | 都市計画道路大江霊仙寺線地区 | 東海道草津宿本陣通り景観形成重点地区 |
| 自家用広告物 | 許可申請 | | 総面積５㎡以下は<br>許可申請不要 | 総面積５㎡以下は<br>許可申請不要 | 総面積１０㎡以下は<br>許可申請不要 | 総面積１０㎡以下は<br>許可申請不要 | 総面積１０㎡以下は<br>許可申請不要 | 総面積５㎡を超えるものは<br>許可申請が必要 | 総面積１０㎡を超えるものは<br>許可申請が必要 |
| | 総量規制 | | １５㎡ | １５㎡ | ― | ― | ― | １５㎡ | ― |
| | 色彩規制 | | ― | ― | ― | ― | ― | 下地の色<br>【0.1YR～10Y】彩度10以下<br>【0.1GY～10R】彩度8以下<br>下地以外において、以下の色を使用する場合は、広告物の面積全体の2分の1以下とする。<br>【R系】彩度6以上<br>【R系以外】彩度8以上 | 下地の色<br>【0.1YR～10Y】彩度6以下<br>【0.1GY～10R】彩度6以下<br>【すべて】明度3以上、9未満<br>下地以外において、以下の色を使用する場合は、広告物の面積全体の2分の1以下とする。<br>【R系】彩度6を超えるもの<br>【R系以外】彩度6を超えるもの<br>【すべて】明度3未満、9以上 |
| | 野立広告板 | 面積等 | 幅４．５m以下 | ― | ― | ― | ― | 幅４．５m以下 | 幅４．５m以下 |
| | | 高さ等 | １０m以下 | １０m以下 | ２０m以下 | ２０m以下 | １０m以下 | １０m以下 | ６m以下 |
| | 野立広告塔 | 面積等 | 幅４．５m以下 | ― | ― | ― | ― | 幅４．５m以下 | 幅４．５m以下 |
| | | 高さ等 | １０m以下 | １０m以下 | ２０m以下 | ２０m以下 | １０m以下 | １０m以下 | ６m以下 |
| | 壁面広告物 | 面積等 | 設置壁面の面積×1/4以下 | 設置壁面の面積×1/3以下 | 設置壁面の面積×1/2以下 | 設置壁面の面積×1/2以下 | 設置壁面の面積×1/3以下 | 設置壁面の面積×1/4以下 | １階および２階の壁面の面積×1/4以下 |
| | | 高さ等 | 壁面からはみ出さない | 壁面からはみ出さない | 壁面からはみ出さない | 壁面からはみ出さない | 壁面からはみ出さない | 壁面からはみ出さない | 壁面からはみ出さない |
| | 突出広告物 | 面積等 | 突出幅：<br>取付壁面から1.5m以内<br>官民境界から1m以内 | 突出幅：<br>取付壁面から1.5m以内<br>官民境界から1m以内 | 突出幅：<br>取付壁面から1.5m以内<br>官民境界から1m以内 | 突出幅：<br>取付壁面から1.5m以内<br>官民境界から1m以内 | 突出幅：<br>取付壁面から1.5m以内<br>官民境界から1m以内 | 突出幅：<br>取付壁面から1.5m以内<br>官民境界から1m以内 | 突出幅：<br>取付壁面から1.5m以内 |
| | | その他 | 上端高さ　：<br>取付壁面の高さを超えない<br>下端高さ　：<br>【車道】4.7m以上<br>【歩道】2.7m以上 | 上端高さ　：<br>取付壁面の高さを超えない<br>下端高さ　：<br>【車道】4.7m以上<br>【歩道】2.7m以上 | 上端高さ　：<br>取付壁面の高さを超えない<br>下端高さ　：<br>【車道】4.7m以上<br>【歩道】2.7m以上 | 上端高さ　：<br>取付壁面の高さを超えない<br>下端高さ　：<br>【車道】4.7m以上<br>【歩道】2.7m以上 | 上端高さ　：<br>取付壁面の高さを超えない<br>下端高さ　：<br>【車道】4.7m以上<br>【歩道】2.7m以上 | 上端高さ　：<br>取付壁面の高さを超えない<br>下端高さ　：<br>【車道】4.7m以上<br>【歩道】2.7m以上 | 上端高さ　：<br>取付壁面の高さを超えない |
| | 屋上広告物 | 面積等 | 設置を許可しない | ― | ― | ― | ― | 設置を許可しない | １階の屋上に限る |
| | | 高さ等 | | 設置箇所までの高さ×2/3<br>かつ３m以下<br>建物の幅をはみ出さないこと<br>支柱等は見えないこと | 設置箇所までの高さ×2/3<br>かつ２０m以下<br>建物の幅をはみ出さないこと<br>支柱等は見えないこと | 設置箇所までの高さ×2/3<br>かつ２０m以下<br>建物の幅をはみ出さないこと<br>支柱等は見えないこと | 設置箇所までの高さ×2/3<br>かつ１０m以下<br>建物の幅をはみ出さないこと<br>支柱等は見えないこと | | |

| | | | 禁止地域１ | 禁止地域２ | 第１種許可地域 | 第2種許可地域 | 第3種許可地域 | 都市計画道路大江霊仙寺線地区 | 東海道草津宿本陣通り景観形成重点地区 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 非自家用広告物 | 許可申請 | | 設置を許可しない | 設置を許可しない | すべて許可が必要 | すべて許可が必要 | すべて許可が必要 | 設置を許可しない | 設置を許可しない |
| | 総量規制 | | — | — | — | — | — | — | — |
| | 野立広告板 | 面積等 | — | — | 設置を許可しない | 片面あたり30㎡以下 | 片面あたり30㎡以下 | — | — |
| | | 高さ等 | — | — | | 4.5m以下 | 4.5m以下 | | — |
| | 野立広告塔 | 面積等 | — | — | 設置を許可しない | １面あたり20㎡以下，１面の幅2m以下 | １面あたり20㎡以下，１面の幅2m以下 | — | — |
| | | 高さ等 | — | — | | 10m以下 | 10m以下 | | — |
| | 壁面広告物 | 面積等 | — | — | 設置壁面の面積×1/2以下 | 設置壁面の面積×1/2以下 | 設置壁面の面積×1/3以下 | — | — |
| | | 高さ等 | — | — | 壁面からはみ出さない | 壁面からはみ出さない | 壁面からはみ出さない | — | — |
| | 突出広告物 | 面積等 | — | — | 突出幅：取付壁面から1.5m以内，官民境界から1m以内 | | | — | — |
| | | その他 | — | — | 上端高さ：取付壁面の高さを超えない<br>下端高さ：【車道】4.7m以上【歩道】2.7m以上 | | | — | — |
| | 屋上広告物 | 面積等 | — | — | — | — | — | — | — |
| | | 高さ等 | —<br>（案内図板の類でも許可しない） | — | 設置箇所までの高さ×1/2かつ10m以下<br>建物の幅をはみ出さないこと<br>支柱等は見えないこと | 設置箇所までの高さ×1/2かつ10m以下<br>建物の幅をはみ出さないこと<br>支柱等は見えないこと | 設置箇所までの高さ×1/2かつ5m以下<br>建物の幅をはみ出さないこと<br>支柱等は見えないこと | —<br>（案内図板の類でも許可しない） | — |
| | 電柱広告物 | 共通 | 個数は、1柱につき巻付け1巻き、袖付け1個以内<br>道標、案内図板であること | | 個数は、1柱につき巻付け1巻き、袖付け1個以内 | | | 個数は、1柱につき巻き付け1巻き、袖付け1個以内<br>道標、案内図板であること | 個数は、1柱につき巻き付け1巻き、袖付け1個以内<br>道標、案内図板であること |
| | | 巻付け | 下端高さ：地上から1.2m以上　　長さ　　：1.8m以下 | | | | | | |
| | | 袖付け | 下端高さ　：【車道】4.7m以上　【歩道】2.7m以上<br>長さ：1.5m以下　突出し幅：0.9m以下　表示面積1.2㎡以下 | | | | | | |
| | 野立広告板および野立広告塔にかかる広告物相互間距離 | | — | — | — | 一般国道全線及び県道大津能登川長浜線から30m以上、500m以内　→　100m以上<br>鉄道から100m以上500m以内　→100m以上 | | — | — |
| 道標・案内図板（＊）の類 | 許可申請 | | すべて必要 | すべて必要 | すべて必要 | — | — | すべて必要 | すべて必要 |
| | 面　積 | | ３㎡以下 | ５㎡以下 | ５㎡以下 | — | — | ３㎡以下 | ３㎡以下 |
| | 高　さ | | ４．５m以下 | ４．５m以下 | ４．５m以下 | — | — | ４．５m以下 | ４．５m以下 |
| | 共同掲出 | | ２人以上が共同で表示する広告物は５㎡以下 | ２人以上が共同で表示する広告物は８㎡以下 | ２人以上が共同で表示する広告物は８㎡以下 | — | — | ２人以上が共同で表示する広告物は５m²以下 | 認めない |
| | 表示内容 | | 案内内容が表示面積の４０％以上 | 案内内容が表示面積の４０％以上 | 案内内容が表示面積の４０％以上 | — | — | 案内内容が表示面積の４０％以上 | 案内内容が表示面積の４０％以上 |
| | 同一広告主の相互間距離 | | 同一広告主が複数掲出する場合は５００m以上離すこと。 | 同一広告主が複数掲出する場合は５００m以上離すこと。 | 同一広告主が複数掲出する場合は１００m以上離すこと。 | — | — | 同一広告主が複数掲出する場合は５００m以上離すこと。 | 同一広告主が複数掲出する場合は５００m以上離すこと。 |

＊　道標、案内図板とは、広告表示面の４０％以上が「案内内容」であるものをいう。

## 【守山市】

<table>
<tr><th colspan="2">地域区分</th><th>【第１種地域】</th><th>【第２種地域】</th><th>【第３種地域】</th><th>【第４種地域】</th><th>【第５種地域】</th></tr>
<tr><td colspan="2">全体規制</td><td colspan="5">汚れや色あせ、塗料等のはく離が著しくない<br>破損や老朽が著しくない<br>倒壊または落下のおそれがない<br>信号機または道路標識等に類似せず、効用を妨げない<br>道路交通の安全を阻害しない<br>禁止物件に掲出していない<br>都市および自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の環境に調和している<br>地色は、黒・原色を使用していない<br>蛍光・発光を伴う材料を用いていない<br>照明を伴う場合、昼間においても良好な景観または風致を害していない</td></tr>
<tr><td colspan="2">自家用広告物(※１)</td><td colspan="3">総面積5㎡以下は許可申請不要</td><td colspan="2">総面積10㎡以下は許可不要</td></tr>
<tr><td colspan="2">総量規制(㎡)</td><td>15㎡（用途地域除く）</td><td>15㎡</td><td>―――</td><td>―――</td><td>―――</td></tr>
<tr><td colspan="2">色彩</td><td>・表示面の地色(※３)の彩度は、全ての色相で10を超えないこと。<br>・文字、図柄、地色等の色彩は、多色を避けること。</td><td>・表示面の地色(※３)の彩度は、全ての色相で８を超えないこと。<br>・文字、図柄、地色等の色彩は、多色を避けること。</td><td>・表示面の地色(※３)の彩度は、全ての色相で８を超えないこと。<br>・文字、図柄、地色等の色彩は、多色を避けること。</td><td>―――</td><td>―――</td></tr>
<tr><td rowspan="2">野立</td><td>面積</td><td>―――</td><td>―――</td><td>15㎡（一面7.5㎡）以下</td><td>―――</td><td>―――</td></tr>
<tr><td>高さ</td><td colspan="3">10m以下</td><td colspan="2">【その他】20m以下　【住居系】10m以下（※５）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">屋上</td><td>面積</td><td rowspan="2">設置できない</td><td>―――</td><td>―――</td><td>―――</td><td>―――</td></tr>
<tr><td>高さ</td><td colspan="2">(建築物)×2/3かつ３m以下</td><td colspan="2">【その他】(建築物)×2/3かつ20m以下<br>【住居系】(建築物)×2/3かつ10m以下（※５）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">壁面</td><td>面積</td><td colspan="3">(鉛直投影壁面積)×1/4以下</td><td colspan="2">【その他】(鉛直投影壁面積)×1/2以下<br>【住居系】(鉛直投影壁面積)×1/3以下（※５）</td></tr>
<tr><td>高さ</td><td>―――</td><td>―――</td><td>―――</td><td>―――</td><td>―――</td></tr>
<tr><td rowspan="2">突出</td><td>面積</td><td>―――</td><td>―――</td><td>―――</td><td>―――</td><td>―――</td></tr>
<tr><td>高さ</td><td colspan="5">【歩道】高さ:2.7m以上、幅:1.5m以内<br>【車道】高さ:4.7m以上、幅:1.5m以内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">可変<br>表示式</td><td>面積</td><td colspan="5">10㎡（片面５㎡）以下</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="5">強い光を放つものは原則禁止</td></tr>
<tr><td rowspan="2">のぼり</td><td>面積</td><td colspan="5">表示面積は1.5㎡以下とすること。</td></tr>
<tr><td>相互間距離</td><td colspan="5">道路と敷地との境界から５m以内の場所に掲出するものにあっては、相互間の距離を５m以上とすること。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">地域区分</th><th>【第1種地域】</th><th>【第2種地域】</th><th>【第3種地域】</th><th>【第4種地域】</th><th>【第5種地域】</th></tr>
<tr><td colspan="2">非自家用広告物（※１）</td><td colspan="3">設置できません</td><td colspan="2">すべて許可が必要</td></tr>
<tr><td rowspan="2">野立</td><td>面積</td><td colspan="3">×</td><td>×</td><td>―――</td></tr>
<tr><td>高さ</td><td colspan="3">×</td><td>×</td><td>【その他】20m以下【住居系】10m以下（※5）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">屋上</td><td>面積</td><td colspan="3">×</td><td colspan="2">―――</td></tr>
<tr><td>高さ</td><td colspan="3">×</td><td colspan="2">【その他】(建築物)×1/2かつ10m以下<br>【住居系】(建築物)×1/2かつ5m以下（※5）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">壁面</td><td>面積</td><td colspan="3">×</td><td colspan="2">【その他】(鉛直投影壁面積)×1/2以下<br>【住居系】(鉛直投影壁面積)×1/3以下（※5）</td></tr>
<tr><td>高さ</td><td colspan="3">×</td><td>―――</td><td>―――</td></tr>
<tr><td rowspan="2">突出</td><td>面積</td><td colspan="3">×</td><td>―――</td><td>―――</td></tr>
<tr><td>高さ</td><td colspan="3">×</td><td colspan="2">【歩道】高さ:2.7m以上、幅:1.5m以内<br>【車道】高さ:4.7m以上、幅:1.5m以内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">可変<br>表示式</td><td>面積</td><td colspan="3">×</td><td>×</td><td>10㎡（片面5㎡）以下</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="3">×</td><td>×</td><td>強い光を放つものは原則禁止</td></tr>
<tr><td rowspan="2">のぼり</td><td>面積</td><td colspan="3">×</td><td>×</td><td>表示面積は1.5㎡以下とすること。</td></tr>
<tr><td>相互間距離</td><td colspan="3">×</td><td>×</td><td>道路と敷地との境界から5m以内の場所に掲出するものにあっては、相互間の距離を5m以上とすること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">案内図板（※２）</td><td colspan="5">すべて許可が必要</td></tr>
<tr><td colspan="2">色彩</td><td>・表示面の地色(※3)の彩度は、全ての色相で10を超えないこと。<br>・文字、図柄、地色等の色彩は、多色を避けること。</td><td>・表示面の地色(※3)の彩度は、全ての色相で8を超えないこと。<br>・文字、図柄、地色等の色彩は、多色を避けること。</td><td>・表示面の地色(※3)の彩度は、全ての色相で8を超えないこと。<br>・文字、図柄、地色等の色彩は、多色を避けること。</td><td colspan="2">―――</td></tr>
<tr><td colspan="2">面積</td><td>3㎡以下（片面）</td><td colspan="4">5㎡以下（片面）</td></tr>
<tr><td colspan="2">高さ</td><td colspan="5">4.5m以下（脚を含む）</td></tr>
<tr><td colspan="2">集約化</td><td>2人以上なら5㎡以下</td><td colspan="4">10人以上なら15㎡以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">個数</td><td colspan="5">同一広告主は同一地域(※4)内に2個以内</td></tr>
<tr><td colspan="2">表示内容</td><td colspan="5">地図や道路名、矢印や距離等の表示面積が40%以上占めていること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td>・同一の広告主が表示する場合は500m以上間隔を離すこと。</td><td>・同一の広告主が表示する場合は500m以上間隔を離すこと。</td><td>・同一の広告主が表示する場合は500m以上間隔を離すこと。</td><td>・同一の広告主が表示する場合は500m以上間隔を離すこと。<br>・【指定道路、鉄道】100m以上離すこと。(※6)<br>【東海道新幹線】300m以上離すこと。(※6)</td><td>・同一の広告主が表示する場合は500m以上間隔を離すこと。</td></tr>
</table>

※1　自家用広告物とは、自己の店名や事業内容等を広告するために自己の事業所等に表示する広告物をいい、非自家用広告物とは自家用広告物に該当しないものをいう。
※2　案内図板とは、誘導することを目的として広告物に矢印や案内地図等を記載しているものをいう。
※3　地色とは、文字その他の具体的な図柄以外の色の全てをいう。
※4　同一地域とは、100m×100mの区間をいう。
※5　【住居系】とは、都市計画法で定められた用途地域のうち住宅、住居の良好な環境を守ることを目的に指定された区域をいう。
※6　指定道路、鉄道、東海道新幹線の沿道沿線についての広告物間の相互距離。

## 【栗東市】

1　一般基準

（1）　都市及び自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、高さ、形態、意匠、色彩等を周囲の景観に調和させること。
（2）　地色には黒及び高彩度の色彩を使わないこと。
（3）　表示面及び屋外広告物を掲出する物件に使用する色数を抑えること。
（4）　素材は、汚れにくく耐久性のあるものとし、蛍光色及び発光を伴う塗料又は材料を用いないこと。
（5）　容易に破損及び損壊しない構造とすること。
（6）　照明を伴うものにあっては、昼夜を問わず、光量、照射範囲及び照明器具自体が周辺の景観又は風致を害しないこと。
（7）　電光表示板その他の可変式照明（ネオン、ＬＥＤランプ、白熱電球、蛍光灯等による光源の運動並びに光の明
（8）　反射材等を用いる場合や、道路標識、信号機、交差点等の付近では、交通の安全性に十分配慮すること。
（9）　適正な維持管理に努めること。

2　地域区分ごとの基準

（1）　自家用広告物の許可の基準

ア　自家用広告物（イ及びウを除く。）

| 地域区分 | 種類 | 規格等 |
|---|---|---|
| 第１種地域 | 全ての広告物 | １　表示面積の合計は、１５平方メートル以下であること。 |
| | 屋上広告物 | １　設置は、許可しない。 |
| | 壁面広告物 | １　１壁面当たりの表示面積は、表示される壁面の面積（以下「壁面面積」という。）の１０分の１以下であること。<br>２　壁面内で表示し、又は設置するものであること。 |
| | 突出広告物 | １　突出し幅は、取付壁面から１．５メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は１メートル以下であること。<br>２　下端の高さは、歩道上にあっては地上から２．７メートル以上、車道上にあっては地上から４．７メートル以上であること。<br>３　上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。 |
| | 野立広告物 | １　地上から天端までの高さは、地上から４．５メートル以下であること。 |
| | 電光掲示板 | １　設置は、許可しない。 |
| 第２種地域 | 全ての広告物 | １　表示面積の合計は、１５平方メートル以下であること。 |
| | 屋上広告物 | １　高さは、建築物の高さから塔屋等の高さを除いた高さ（以下「建築物等の高さ」という。）の５分の１の範囲内であって、かつ、３メートル以下とする。<br>２　塔状の形態にはしないこと。<br>３　屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。<br>４　広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。 |
| | 壁面広告物 | １　１壁面当たりの表示面積は、壁面面積の１０分の１以下であること。<br>２　壁面内で表示し、又は設置するものであること。 |
| | 突出広告物 | １　突出し幅は、取付壁面から１．５メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は１メートル以下であること。<br>２　下端の高さは、歩道上にあっては地上から２．７メートル以上、車道上にあっては地上から４．７メートル以上であること。<br>３　上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。 |
| | 野立広告物 | １　地上から天端までの高さは、地上から１０メートル以下であること。 |
| | 電光掲示板 | １　設置は、許可しない。 |
| 第３種地域 | 屋上広告物 | １　高さは、建築物等の高さの２分の１の範囲内であって、かつ、基準階以下とする。<br>２　塔状の形態にはしないこと。<br>３　屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。<br>４　広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。 |
| | 壁面広告物 | １　１壁面当たりの表示面積は、住宅系用途地域内においては壁面面積の３分の１以下であること。<br>２　その他の用途地域内においては、壁面面積の２分の１以下であること。<br>３　壁面内で表示し、又は設置するものであること。 |
| | 突出広告物 | １　突出し幅は、取付壁面から１．５メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は１メートル以下であること。<br>２　下端の高さは、歩道上にあっては地上から２．７メートル以上、車道上にあっては地上から４．７メートル以上であること。<br>３　上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。 |
| | 野立広告物 | １　地上から天端までの高さは、１０メートル以下であること。 |
| | 電光掲示板 | １　１事業所につき原則１個とする。<br>２　建築物に表示する面積は、３平方メートル以下であること。<br>３　野立広告物等に表示する面積は、１面３平方メートル以下（複数面の場合６平方メートル以下）であること。 |
| | 屋上広告物 | １　高さは、建築物等の高さの３分の２の範囲内であって、かつ、１０メートル以下とする。<br>２　塔状の形態にはしないこと。<br>３　屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。<br>４　建築物１棟につき、１個までとすること。<br>５　広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。 |

| | | |
|---|---|---|
| 第４種地域 | 壁面広告物 | １　１壁面当たりの表示面積は、壁面面積の２分の１以下であること。<br>２　壁面内で表示し、又は設置するものであること。 |
| | 突出広告物 | １　突出し幅は、取付壁面から１．５メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は１メートル以下であること。<br>２　下端の高さは、歩道上にあっては地上から２．７メートル以上、車道上にあっては地上から４．７メートル以上であること。<br>３　上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。 |
| | 野立広告物 | １　地上から天端までの高さは、２０メートル以下であること。 |
| | 電光掲示板 | １　１事業所につき原則１個とする。<br>２　建築物に表示する面積は、３平方メートル以下であること。<br>３　野立広告物等に表示する面積は、１面３平方メートル以下（複数面の場合６平方メートル以下）であること。 |
| 第５種地域 | 屋上広告物 | １　高さは、建築物等の高さの３分の２の範囲内であって、かつ、１０メートル以下とする。<br>２　塔状の形態にはしないこと。<br>３　屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。<br>４　広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。 |
| | 壁面広告物 | １　１壁面当たりの表示面積は、住宅系用途地域内においては壁面面積の３分の１以下であること。<br>２　その他の用途地域内においては、壁面面積の２分の１以下であること。<br>３　壁面内で表示し、又は設置するものであること。 |
| | 突出広告物 | １　突出し幅は、取付壁面から１．５メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は１メートル以下であること。<br>２　下端の高さは、歩道上にあっては地上から２．７メートル以上、車道上にあっては地上から４．７メートル以上であること。<br>３　上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。 |
| | 野立広告物 | １　住宅系用途地域内における地上から天端までの高さは、１０メートル以下であること。<br>２　その他の用途地域内では、地上から天端までの高さは、２０メートル以下であること。 |
| | 電光掲示板 | １　１事業所につき原則１個とする。<br>２　建築物に表示する面積は、３平方メートル以下であること。<br>３　野立広告物等に表示する面積は、１面３平方メートル以下（複数面の場合６平方メートル以下）であること。 |
| 第６種地域 | 屋上広告物 | １　高さは、建築物等の高さの３分の２の範囲内であって、かつ、１０メートル以下とする。<br>２　塔状の形態にはしないこと。<br>３　屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。<br>４　広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。 |
| | 壁面広告物 | １　１壁面当たりの表示面積は、住宅系用途地域内においては壁面面積の３分の１以下であること。<br>２　その他の用途地域内においては、壁面面積の２分の１以下であること。<br>３　壁面内で表示し、又は設置するものであること。 |
| | 突出広告物 | １　突出し幅は、取付壁面から１．５メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は１メートル以下であること。<br>２　下端の高さは、歩道上にあっては地上から２．７メートル以上、車道上にあっては地上から４．７メートル以上であること。<br>３　上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。 |
| | 野立広告物 | １　住宅系用途地域内における地上から天端までの高さは、１０メートル以下であること。<br>２　その他の用途地域内では、地上から天端までの高さは、２０メートル以下であること。 |
| | 電光掲示板 | １　１事業所につき原則１個とする。<br>２　建築物に表示する面積は、３平方メートル以下であること。<br>３　野立広告物等に表示する面積は、１面３平方メートル以下（複数面の場合６平方メートル以下）であること。 |

イ　電柱の類を利用する広告物

| 地域区分 | 規格等 |
|---|---|
| 第１種地域 | 設置は、許可しない。 |
| 第２種地域<br>第３種地域 | １　巻き付けにする広告物については、下端の高さは地上から１．２メートル以上で、長さは１．８メートル以下であること。 |
| 第４種地域 | ２　袖付けにする広告物については、下端の高さは歩道上にあっては地上から２．７メートル以上、車道上にあっては地上から４．７メートル以上で、長さは１．５メートル以下、突出し幅は０．９メートル以下であること。ただし、表示面積は、１．２平方メートル以下であること。 |
| 第５種地域 | ３　袖付けにする広告物は、原則として歩道又は民地側へ向けて設置するものであること。 |
| 第６種地域 | ４　広告物の個数は、１柱につき巻き付けにする広告物１巻きと袖付けにする広告物１個以内であること。 |

ウ　その他の広告物の基準

| 地域区分 | 種類 | 規格等 |
|---|---|---|
| 第１種地域 | 立看板<br>広告旗<br>はり紙<br>アーチ広告物<br>広告幕<br>アドバルーン<br>ぼんぼり | 市長が別に定める。 |
| 第２種地域 | | |
| 第３種地域 | | |
| 第４種地域 | | |
| 第５種地域 | | |
| 第６種地域 | | |

（２）　非自家用広告物の許可の基準

ア　非自家用広告物（イ、ウ及びエを除く。）

| 地域区分 | 種類 | 規格等 |
|---|---|---|
| 第１種地域 | 全ての広告物 | 設置は、許可しない。 |
| 第２種地域 | 全ての広告物 | 設置は、許可しない。 |
| 第３種地域 | 屋上広告物 | １　高さは、建築物等の高さの１０分の１の範囲内であって、かつ、基準階高以下とする。<br>２　塔状の形態にはしないこと。<br>３　屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。<br>４　建築物１棟につき、１個までとすること。<br>５　広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。 |
| | 壁面広告物 | １　１壁面当たりの表示面積は、壁面面積の１０分の１以下であること。<br>２　壁面内で表示し、又は設置するものであること。 |
| | 突出広告物 | １　突出し幅は、取付壁面から１．５メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は１メートル以下であること。<br>２　下端の高さは、歩道上にあっては地上から２．７メートル以上、車道上にあっては地上から４．７メートル以上であること。<br>３　上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。 |
| | 野立広告物 | 設置は、許可しない。 |
| | 電光掲示板 | 設置は、許可しない。 |
| 第４種地域 | 屋上広告物 | １　高さは、建築物等の高さの１０分の１の範囲内であって、かつ、基準階高以下とする。<br>２　塔状の形態にはしないこと。<br>３　屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。<br>４　建築物１棟につき、１個までとすること。<br>５　広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。 |
| | 壁面広告物 | １　１壁面当たりの表示面積は、壁面面積の１０分の１以下であること。<br>２　壁面内で表示し、又は設置するものであること。 |
| | 突出広告物 | １　できるだけ設置を避けること。<br>２　突出し幅は、取付壁面から１．５メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は１メートル以下であること。<br>３　下端の高さは、歩道上にあっては地上から２．７メートル以上、車道上にあっては地上から４．７メートル以上であること。<br>４　上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。 |
| | 野立広告物 | 設置は、許可しない。 |
| | 電光掲示板 | 設置は、許可しない。 |
| 第５種地域 | 屋上広告物 | １　高さは、建築物等の高さの２分の１の範囲内であって、かつ、５メートル以下とする。<br>２　塔状の形態にはしないこと。<br>３　屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。<br>４　広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。 |
| | 壁面広告物 | １　１壁面当たりの表示面積は、壁面面積の３分の１以下であること。<br>２　壁面内で表示し、又は設置するものであること。 |
| | 突出広告物 | １　突出し幅は、取付壁面から１．５メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は１メートル以下であること。<br>２　下端の高さは、歩道上にあっては地上から２．７メートル以上、車道上にあっては地上から４．７メートル以上であること。<br>３　上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。 |
| | 野立広告物 | 設置は、許可しない。 |
| | 電光掲示板 | 設置は、許可しない。 |

| | | |
|---|---|---|
| 第６種地域 | 屋上広告物 | １　高さは、建築物等の高さの２分の１の範囲内であって、かつ、５メートル以下とする。<br>２　塔状の形態にはしないこと。<br>３　屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。<br>４　広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。 |
| | 壁面広告物 | １　１壁面当たりの表示面積は、壁面面積の３分の１以下であること。<br>２　壁面内で表示し、又は設置するものであること。 |
| | 突出広告物 | １　突出し幅は、取付壁面から１．５メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は、１メートル以下であること。<br>２　下端の高さは、歩道上にあっては地上から２．７メートル以上、車道上にあっては地上から４．７メートル以上であること。<br>３　上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。 |
| | 野立広告物 | １　面積は、２０平方メートル以下であること。<br>２　地上から天端までの高さは、４．５メートル以下であること。<br>３　同一広告主が複数掲出する場合は、同一地域（１００ｍ×１００ｍの区間）に２個以内であること。ただし、上下線等において異なる方向に表示する場合に限る。 |
| | 電光掲示板 | 設置は、許可しない。 |

イ　道標、案内図板（案内内容が表示面積の４０パーセント以上を占めている誘導目的の広告物）

| 地域区分 | 種類 | 規格等 |
|---|---|---|
| 第１種地域 | 全ての広告物 | １　地図、道路名、矢印、距離等の案内内容が広告表示面積の４０パーセント以上であること。 |
| | 屋上広告物<br>壁面広告物<br>突出広告物<br>電光掲示板 | 設置は、許可しない。 |
| | 野立広告物 | １　面積は、３平方メートル以下であること。<br>２　地上から天端までの高さは、４．５メートル以下であること。<br>３　複数の者が共同で表示し、又は設置する場合にあっては、５平方メートル以下とする。<br>４　同一広告主が複数掲出する場合は、相互間距離を５００メートル以上離す。<br>５　一の国道と他の国道が平面交差する地点から３０メートル以内の区間については、国道の境界線から３０メートル以内の区域に設けないこと。 |
| 第２種地域 | 全ての広告物 | １　地図、道路名、矢印、距離等の案内内容が広告表示面積の４０パーセント以上であること。 |
| | 屋上広告物 | １　高さは、建築物等の高さの１０分の１の範囲内であって、かつ、基準階高以下とする。<br>２　塔状の形態にはしないこと。<br>３　屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。<br>４　広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。 |
| | 壁面広告物 | １　１壁面当たりの表示面積は、壁面面積の１０分の１以下であること。<br>２　壁面内で表示し、又は設置するものであること。 |
| | 突出広告物 | １　突出し幅は、取付壁面から１．５メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は１メートル以下であること。<br>２　下端の高さは、歩道上にあっては地上から２．７メートル以上、車道上にあっては地上から４．７メートル以上であること。<br>３　上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。 |
| | 野立広告物 | １　面積は、３平方メートル以下であること。<br>２　地上から天端までの高さは、４．５メートル以下であること。<br>３　複数の者が共同で表示し、又は設置する場合にあっては、５平方メートル以下とする。<br>４　同一広告主が複数掲出する場合は、相互間距離を５００メートル以上離す。<br>５　一の国道と他の国道が平面交差する地点から３０メートル以内の区間については、国道の境界線から３０メートル以内の区域に設けないこと。 |
| | 電光掲示板 | 設置は、許可しない。 |

| | | |
|---|---|---|
| 第３種地域 | 全ての広告物 | １　地図、道路名、矢印、距離等の案内内容が広告表示面積の４０パーセント以上であること。 |
| | 屋上広告物 | １　高さは、建築物等の高さの１０分の１の範囲内であって、かつ、基準階高以下とする。<br>２　塔状の形態にはしないこと。<br>３　屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。<br>４　建築物１棟につき、１個までとすること。<br>５　広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。 |
| | 壁面広告物 | １　１壁面当たりの表示面積は、壁面面積の１０分の１以下であること。<br>２　壁面内で表示し、又は設置するものであること。 |
| | 突出広告物 | １　突出し幅は、取付壁面から１．５メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は１メートル以下であること。<br>２　下端の高さは、歩道上にあっては地上から２．７メートル以上、車道上にあっては地上から４．７メートル以上であること。<br>３　上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。 |
| | 野立広告物 | １　面積は、３平方メートル以下であること。<br>２　地上から天端までの高さは、４．５メートル以下であること。<br>３　複数の者が共同で表示し、又は設置する場合にあっては、５平方メートル以下とする。<br>４　同一広告主が複数掲出する場合は、相互間距離を５００メートル以上離す。<br>５　一の国道と他の国道が平面交差する地点から３０メートル以内の区間については、国道の境界線から３０メートル以内の区域に設けないこと。 |
| | 電光掲示板 | 設置は、許可しない。 |
| 第４種地域 | 全ての広告物 | １　地図、道路名、矢印、距離等の案内内容が広告表示面積の４０パーセント以上であること。 |
| | 屋上広告物 | １　高さは、建築物等の高さの１０分の１の範囲内であって、かつ、基準階高以下とする。<br>２　塔状の形態にはしないこと。<br>３　屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。<br>４　建築物１棟につき、１個までとすること。<br>５　広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。 |
| | 壁面広告物 | １　１壁面当たりの表示面積は、壁面面積の１０分の１以下であること。<br>２　壁面内で表示し、又は設置するものであること。 |
| | 突出広告物 | １　突出し幅は、取付壁面から１．５メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は１メートル以下であること。<br>２　下端の高さは、歩道上にあっては地上から２．７メートル以上、車道上にあっては地上から４．７メートル以上であること。<br>３　上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。 |
| | 野立広告物 | １　面積は、３平方メートル以下であること。<br>２　地上から天端までの高さは、４．５メートル以下であること。<br>３　複数の者が共同で表示し、又は設置する場合にあっては、５平方メートル以下とする。<br>４　同一広告主が複数掲出する場合は、同一地域（１００メートル×１００メートルの区間）に２個以内とする。（上下線等において異なる方向に表示する場合に限る。）<br>５　一の国道と他の国道が平面交差する地点から３０メートル以内の区間については、国道の境界線から３０メートル以内の区域に設けないこと。 |
| | 電光掲示板 | 設置は、許可しない。 |
| 第５種地域 | 全ての広告物 | １　地図、道路名、矢印、距離等の案内内容が広告表示面積の４０パーセント以上であること。 |
| | 屋上広告物 | １　高さは、建築物等の高さの３分の２の範囲内であって、かつ、５メートル以下とする。<br>２　塔状の形態にはしないこと。<br>３　屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。<br>４　建築物１棟につき、１個までとすること。<br>５　広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。 |
| | 壁面広告物 | １　１壁面当たりの表示面積は、壁面面積の３分の１以下であること。<br>２　壁面内で表示し、又は設置するものであること。 |
| | 突出広告物 | １　突出し幅は、取付壁面から１．５メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は１メートル以下であること。<br>２　下端の高さは、歩道上にあっては地上から２．７メートル以上、車道上にあっては地上から４．７メートル以上であること。<br>３　上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 野立広告物 | １　面積は、５平方メートル以下であること。<br>２　地上から天端までの高さは、４．５メートル以下であること。<br>３　１０以上の者が共同で表示し、又は設置する場合にあっては、３０平方メートル以下とする。<br>４　同一広告主が複数掲出する場合は、同一地域（１００ｍ×１００ｍの区間）に２個以内とする。（上下線等において異なる方向に表示する場合に限る。）<br>５　一の国道と他の国道が平面交差する地点から３０メートル以内の区間については、国道の境界線から３０メートル以内の区域に設けないこと。 |
| | 電光掲示板 | 設置は、許可しない。 |
| 第６種地域 | 全ての広告物 | １　地図、道路名、矢印、距離等の案内内容が広告表示面積の４０パーセント以上であること。 |
| | 屋上広告物 | １　高さは、建築物等の高さの３分の２の範囲内であって、かつ、５メートル以下とする。<br>２　塔状の形態にはしないこと。<br>３　屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。<br>４　建築物１棟につき、１個までとすること。<br>５　広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。 |
| | 壁面広告物 | １　１壁面当たりの表示面積は、壁面面積の３分の１以下であること。<br>２　壁面内で表示し、又は設置するものであること。 |
| | 突出広告物 | １　突出し幅は、取付壁面から１．５メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は１メートル以下であること。<br>２　下端の高さは、歩道上にあっては地上から２．７メートル以上、車道上にあっては地上から４．７メートル以上であること。<br>３　上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。 |
| | 野立広告物 | １　面積は、２０平方メートル以下であること。<br>２　地上から天端までの高さは、４．５メートル以下であること。<br>３　１０以上の者が共同で表示し、又は設置する場合にあっては、３０平方メートル以下とする。<br>４　同一広告主が複数掲出する場合は、同一地域（１００メートル×１００メートルの区間）に２個以内であること。ただし、上下線等において異なる方向に表示する場合に限る。<br>５　一の国道と他の国道が平面交差する地点から３０メートル以内の区間については、国道の境界線から３０メートル以内の区域に設けないこと。 |
| | 電光掲示板 | 設置は、許可しない。 |

ウ　電柱の類を利用する広告物

| 地域区分 | 規格等 |
|---|---|
| 第１種地域 | 設置は、許可しない。 |
| 第２種地域<br>第３種地域<br>第４種地域<br>第５種地域<br>第６種地域 | １　巻き付けにする広告物については、下端の高さは地上から１．２メートル以上で、長さは１．８メートル以下であること。<br>２　袖付けにする広告物については、下端の高さは歩道上にあっては地上から２．７メートル以上、車道上にあっては地上から４．７メートル以上で、長さは１．５メートル以下、突出し幅は０．９メートル以下であること。ただし、表示面積は１．２平方メートル以下であること。<br>３　袖付けにする広告物は、原則として歩道又は民地側へ向けて設置するものであること。<br>４　広告物の個数は、１柱につき巻き付けにする広告物１巻きと袖付けにする広告物１個以内であること。 |

エ　その他の広告物の基準

| 地域区分 | 種類 | 規格等 |
|---|---|---|
| 第１種地域<br>第２種地域<br>第３種地域<br>第４種地域<br>第５種地域<br>第６種地域 | 立看板<br>広告旗<br>はり紙<br>アーチ広告物<br>広告幕<br>アドバルーン<br>ぼんぼり | 市長が別に定める。 |

（第９条関係）
１　推奨する基準
（１）　自家用広告物の許可の基準

| 種類 | 規格等 |
|---|---|
| 全ての広告物 | １　本市の景観づくりの基本理念を理解し、まちの顔及び玄関口にふさわしい都市の魅力並びに活力が感じられる美しい都市景観及び快適で賑わいのある都市空間と調和する広告デザインとすること。<br>２　公共の場にふさわしい内容で、周辺の屋外広告物景観を先導するモデルとなるデザインとすること。<br>３　表示面積の合計は、１５平方メートル以下であること。 |
| 屋上広告物 | １　高さは、建築物等の高さの１０分の１の範囲内であって、かつ、３メートル以下とする。<br>２　建築設備等の隠蔽を目的とする場合は、当該建築設備等の隠蔽が必要な高さを限度とする。<br>３　建築物１棟につき、１個までとすること。 |
| 壁面広告物 | １　１壁面当たりの表示面積は、壁面面積の１０分の１以下であること。 |
| 野立広告物 | １　表示面の幅は１．２メートル以下かつ表示面積の合計３平方メートル以下であること。<br>２　地上から天端までの高さは、４．５メートル以下であること。 |

（２）　非自家用広告物の許可の基準
　ア　非自家用広告物（イ及びウを除く。）

| 種類 | 規格等 |
|---|---|
| 全ての広告物 | １　本市の景観づくりの基本理念を理解し、まちの顔及び玄関口にふさわしい都市の魅力並びに活力が感じられる美しい都市景観及び快適で賑わいのある都市空間と調和する広告デザインとすること。<br>２　公共の場にふさわしい内容で、周辺の屋外広告物景観を先導するモデルとなるデザインとすること。<br>３　表示面積の合計は、１５平方メートル以下であること。 |
| 屋上広告物 | １　高さは、建築物等の高さの１０分の１の範囲内であって、かつ、３メートル以下とする。<br>２　建築設備等の隠蔽を目的とする場合は、当該建築設備等の隠蔽が必要な高さを限度とする。<br>３　建築物１棟につき、１個までとすること。 |
| 壁面広告物 | １　１壁面当たりの表示面積は、壁面面積の１０分の１以下であること。 |
| 街灯柱に設置する広告旗（バナーフラッグ） | １　バナーフラッグ掲出用ポールに設置すること。<br>２　界隈ににぎわい及び活気又は心落ち着く快適な環境の演出にも効果があり、品の良さを感じられるデザインとすること。 |
| 野立広告物 | １　表示面の幅は１．２メートル以下かつ表示面積の合計３平方メートル以下であること。<br>２　地上から天端までの高さは、４．５メートル以下であること。 |

　イ　道標、案内図板（案内内容が表示面積の４０パーセント以上を占めている誘導目的の広告物）

| 種類 | 規格等 |
|---|---|
| 全ての広告物 | １　本市の景観づくりの基本理念を理解し、まちの顔及び玄関口にふさわしい都市の魅力並びに活力が感じられる美しい都市景観及び快適で賑わいのある都市空間と調和する広告デザインとすること。<br>２　公共の場にふさわしい内容で、周辺の屋外広告物景観を先導するモデルとなるデザインとすること。<br>３　表示面積の合計は、１５平方メートル以下であること。 |
| 屋上広告物 | １　高さは、建築物等の高さの１０分の１の範囲内であって、かつ、３メートル以下とする。<br>２　建築設備等の隠蔽を目的とする場合は、当該建築設備等の隠蔽が必要な高さを限度とする。<br>３　建築物１棟につき、１個までとすること。 |
| 壁面広告物 | １　１壁面当たりの表示面積は、壁面面積の１０分の１以下であること。 |
| 野立広告物 | １　面積は、３平方メートル以下であること。<br>２　複数の者が共同で表示し、又は設置する場合にあっては、５平方メートル以下とする。<br>３　過剰な光が散乱するもの及び光源の点滅するものは、設置しないこと。 |

（第１９条関係）
（１）　自家用広告物のうち特定屋内広告物の届出が必要な規模

| 地域区分 | 規模 |
|---|---|
| 第１種地域 | １壁面当たりの表示面積の合計が１平方メートルを超える場合 |
| 第２種地域<br>第３種地域 | １壁面当たりの表示面積の合計が５平方メートルを超える場合 |
| 第４種地域<br>第５種地域<br>第６種地域 | １壁面当たりの表示面積の合計が１０平方メートルを超える場合 |

（２）　非自家用広告物のうち特定屋内広告物の届出が必要な規模

| 地域区分 | 規模 |
|---|---|
| 第１種地域<br>第２種地域<br>第３種地域<br>第４種地域<br>第５種地域<br>第６種地域 | １壁面当たりの表示面積の合計が１平方メートルを超える場合 |

## 【甲賀市】

<table>
<tr><td colspan="2">一般基準</td><td colspan="6">(1)　都市および自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の環境及び景観に調和させること。<br>(2)　地色は原則として落ち着いた色彩を用い、高彩度色を使用しないこと。<br>(3)　反射材等を用いる場合は、交通の安全性に十分配慮すること。<br>(4)　蛍光及び発行を伴う塗料又は材料を用いないこと。<br>(5)　照明を伴うものにあっては、照明の光及び照明器具自体が周辺の景観又は風致を害しないこと。<br>(6)　ネオンサイン等は、その点滅速度は努めて緩やかなものとすること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">個別基準</td><td>第１種禁止地域</td><td>第２種禁止地域</td><td>第１種許可地域</td><td>第2種許可地域</td><td>第3種許可地域</td><td>推奨基準適用地区（※）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">自家用広告物</td><td>対象範囲</td><td>・指定した国宝及び重要文化財の建造物のある敷地の周囲50m<br>・紫香楽宮<br>・景観計画における「東海道土山宿景観形成地区」「土山地域東海道まちなみ景観形成地区」</td><td>・第１種および第２種低層住宅専用地域<br>・都市公園・緑地、古墳、墓地<br>・高速道路（新名神）の道路敷<br>・国道307号沿道景観形成地区のうち道路敷の部分<br>・杣川河川景観形成地区のうち河川敷の部分<br>・土山地域幹線道軸の地域（国道1号線沿線を除く）　・県道大河原北土山線の国道１号土山支所前交差点から土山町鮎河猪ノ鼻線との交点までの区間及びこれから500m以内の区域・国道477号の土山町大河原県道大河原北土山線との交点から三重県との境界もでの区間及びこれから展望できる500m以内の区域・県道鮎河猪ノ鼻線の全線及びこれから500以内の区域・県道黒川山中線の全線及びこれから500以内の区域・上記以外の国道477号全区間（土山地域の範囲）、県道大河原北土山線全区間の道路敷から50m以内の地域<br>・自然公園特別地域<br>・インターチェンジの周辺（道路敷から500mの範囲）</td><td>・高速道路（新名神）から展望可能な300m以内の地域　・高速道路（新名神）のうち土山ＳＡ、甲南ＰＡから展望可能な500m以内の地域<br>・鉄道から100m以内の地域<br>・指定道路（一般国道及び県道草津伊賀線、県道泉水口線の南林口以東、市道名坂中邸線）から30m以内の地域</td><td>・第1種許可地域、第3種許可地域を除く他の地域</td><td>・第1・第2種低層住居専用地域以外の住居系用途地域（第1種許可地域を除く）</td><td>（第1種）<br>・土山地域国道1号沿線地区<br>・水口地域旧東海道沿線地区　（第2種）<br>・国道1号の甲賀市土山地域との境界から湖南市との境界までの区間の道路敷までの区間の道路<br>・国道307号沿道景観形成地区<br>・杣川河川景観形成地区</td></tr>
<tr><td>許可申請</td><td>総面積５㎡以下は許可申請不要</td><td>総面積５㎡以下は許可申請不要</td><td>総面積１０㎡以下は許可申請不要</td><td>総面積１０㎡以下は許可申請不要</td><td>総面積１０㎡以下は許可申請不要</td><td>第１種地域では、総面積１０㎡以下の場合も届出要</td></tr>
<tr><td rowspan="2">自家用広告物</td><td>総量規制</td><td>１５㎡以下（低層住専を除く都市計画法第８条に規定する用途地域にあっては規制無し）</td><td>１５㎡以下</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>１５㎡以下</td></tr>
<tr><td>色彩規制</td><td>①広告物の地色は、彩度８を超えないこと。<br>②彩度１０を超える色を使用する場合、１面の面積あたり１/３以上使用しない。<br>③支柱又は広告物の裏側は、原則濃い茶色とする。</td><td>地色（最大面積を占める色）は原則として落ち着いた色彩を用い、高彩度色（彩度10を超える色）を使用しないこと。</td><td>地色（最大面積を占める色）は原則として落ち着いた色彩を用い、高彩度色（彩度10を超える色）を使用しないこと。</td><td>地色（最大面積を占める色）は原則として落ち着いた色彩を用い、高彩度色（彩度10を超える色）を使用しないこと。</td><td>地色（最大面積を占める色）は原則として落ち着いた色彩を用い、高彩度色（彩度10を超える色）を使用しないこと。</td><td>①広告物の地色は、彩度８を超えないこと。<br>②彩度１０を超える色を使用する場合、１面の面積あたり１/３以上使用しない。<br>③支柱又は広告物の裏側は、濃い茶色とする。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="12">自家用広告物</td><td colspan="2">素材</td><td>木材、石材等の自然素材を極力用い、これによりがたい場合はこれに模したものとし、その素材が表面に表れるように配慮する。</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>木材、石材等の自然素材を極力用い、これによりがたい場合はこれに模したものとし、その素材が表面に表れるように配慮する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">野立広告板・塔</td><td>面積等</td><td>幅４．５m以下</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>幅４．５m以下</td></tr>
<tr><td>高さ等</td><td colspan="2">地上から１０m以下</td><td>地上から２０m以下（住居系用途地域にあっては地上から１０m以下）</td><td>地上から２０m以下</td><td>地上から１０m以下</td><td>地上から１０m以下（指定道路沿線は道路面から１０m以下）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">壁面広告物</td><td>面積等</td><td>設置壁面の面積×1/4以下</td><td>設置壁面の面積×1/3以下</td><td>設置壁面の面積×1/2以下</td><td>設置壁面の面積×1/2以下</td><td>設置壁面の面積×1/3以下</td><td>設置壁面の面積×1/4以下</td></tr>
<tr><td>高さ等</td><td colspan="6">壁面からはみ出さない</td></tr>
<tr><td rowspan="2">突出広告物</td><td>面積等</td><td colspan="6">突出幅：取付壁面から1.5m以内　官民境界から1m以内</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="6">上端高さ：取付壁面の高さを超えない<br>下端高さ：【車道】4.7m以上【歩道】2.7m以上</td></tr>
<tr><td rowspan="4">屋上広告物</td><td>面積等</td><td rowspan="4">設置を許可しない</td><td colspan="4">建物の幅をはみ出さないこと</td><td rowspan="4">設置を許可しない</td></tr>
<tr><td rowspan="3">高さ等</td><td>建物の高さ×2/3かつ３m以下</td><td>建物の高さ×2/3かつ10m以下（住居系用途地域にあっては5m以下）</td><td>建物の高さ×2/3かつ10m以下</td><td>建物の高さ×2/3かつ5m以下</td></tr>
<tr><td colspan="4">広告物または掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること</td></tr>
<tr><td colspan="4">形状は、縦の長さを横の長さで除した数値が1.2以下であること</td></tr>
<tr><td rowspan="4">可変表示式広告物</td><td rowspan="3">面積等</td><td rowspan="4">設置を許可しない</td><td colspan="4">１事業所につき原則１個まで。</td><td rowspan="4">・3m以下(片面)・建築物に表示する場合は壁面の見つけ面積の1/4以下・できるだけ面積が小さくなるよう配慮する（1事業所につき原則1個）・指定道路に接する敷地では、地上からの高さ10m以下、住居系用途地域にあっては地上からの高さ5m以下</td></tr>
<tr><td>３㎡以下（片面）</td><td>１０㎡以下（片面）（住居系用途地域にあっては３㎡以下）</td><td>１０㎡以下（片面）</td><td>３㎡以下（片面）</td></tr>
<tr><td colspan="4">かつ建築物に表示する場合は、壁面の見つけ面積の１／４以下</td></tr>
<tr><td>高さ</td><td colspan="4">指定道路沿線の敷地では、地上からの高さ１０m以下（住居系用途地域にあっては５m以下）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="4">該当する広告物の基準を満たすこと</td></tr>
</table>

※　推奨基準適用地区は許可地域に設ける。第１種と第２種の地区を設け、第１種地区では許可申請の適用除外となる総面積１０㎡以下であっても届出が必要。

推奨基準適用地区では、設けられている許可地域の許可基準に適合すれば許可可能。そのうえで推奨基準適用地区の基準に適合すれば可変表示式広告物を除き、許可期間が最大３年のものを最大６年まで延長できる。（ただし、３年毎に安全点検調書を提出するものとする。）

<table>
<tr><td colspan="3"></td><td>第１種禁止地域</td><td>第２種禁止地域</td><td>第１種許可地域</td><td>第2種許可地域</td><td>第3種許可地域</td><td>推奨基準適用地区（※）</td></tr>
<tr><td rowspan="9">非自家用広告物</td><td colspan="2">許可申請</td><td>設置を許可しない</td><td>設置を許可しない</td><td>すべて必要</td><td>すべて必要</td><td>すべて必要</td><td>設置しない</td></tr>
<tr><td colspan="2">総量規制</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr>
<tr><td rowspan="2">野立広告板</td><td>面積等</td><td rowspan="2">設置を許可しない</td><td rowspan="2">設置を許可しない</td><td rowspan="2">設置を許可しない</td><td>20㎡以下（片面）</td><td>５㎡以下（片面）</td><td rowspan="2">設置を許可しない</td></tr>
<tr><td>高さ等</td><td colspan="2">地上から4.5m以下</td></tr>
<tr><td rowspan="2">野立広告塔</td><td>面積等</td><td rowspan="2">設置を許可しない</td><td rowspan="2">設置を許可しない</td><td rowspan="2">設置を許可しない</td><td>１面あたり20㎡以下１面の幅2m以下</td><td>１面あたり5㎡以下</td><td rowspan="2">設置を許可しない</td></tr>
<tr><td>高さ等</td><td>地上から10m以下</td><td>地上から4.5m以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">野立広告板および野立広告塔にかかる広告物相互間距離</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>鉄道・指定道路等から500m以内では100m以上</td><td>同一広告主が複数掲出する場合は、同一地域（100m×100mの範囲）に２個以内</td><td>—</td></tr>
<tr><td rowspan="2">壁面広告物</td><td>面積等</td><td>—</td><td>—</td><td>設置壁面の面積×1/2以下（住居系用途地域にあっては1/3以下）</td><td>設置壁面の面積×1/2以下</td><td>設置壁面の面積×1/3以下</td><td>—</td></tr>
<tr><td>高さ等</td><td>—</td><td>—</td><td colspan="3">壁面からはみ出さない</td><td>—</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="10">非自家用広告物</td><td rowspan="2">突出<br>広告物</td><td>面積等</td><td>—</td><td>—</td><td colspan="3">突出幅：取付壁面から1.5m以内<br>官民境界から　1m以内</td><td>—</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>—</td><td>—</td><td colspan="3">上端高さ：取付壁面の高さを超えない<br>下端高さ：【車道】4.7m以上【歩道】2.7m以上</td><td>—</td></tr>
<tr><td rowspan="4">屋上<br>広告物</td><td rowspan="4">高さ等</td><td rowspan="4">—</td><td rowspan="4">—</td><td>建物の高さ×1/2かつ10m以下（住居系用途地域にあっては5m以下）</td><td>建物の高さ×1/2かつ10m以下</td><td>建物の高さ×2/3かつ5m以下</td><td rowspan="4">—</td></tr>
<tr><td colspan="2">建物の幅をはみ出さない</td></tr>
<tr><td colspan="2">広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うこと</td></tr>
<tr><td colspan="2">形状は、縦の長さを横の長さで除した数値が１．２以下であること</td></tr>
<tr><td rowspan="3">電柱<br>広告物</td><td>共通</td><td colspan="5">個数は、1柱につき巻付け1巻き、袖付け1個以内</td><td>—</td></tr>
<tr><td>巻付け</td><td colspan="5">下端高さ　：地上から1.2m以上　　長さ　　：1.8m以下</td><td>—</td></tr>
<tr><td>袖付け</td><td colspan="5">下端高さ　：【車道】4.7m以上　【歩道】2.7m以上<br>長さ　：1.5m以下<br>突出し幅　：0.9m以下/表示面積：片面1.2㎡以下</td><td>—</td></tr>
<tr><td colspan="2">可変表示式広告物</td><td colspan="5">設置を許可しない</td><td>設置しない</td></tr>
<tr><td rowspan="8">道標・案内図板（＊）の類</td><td colspan="2">許可申請</td><td>すべて必要</td><td>すべて必要</td><td>すべて必要</td><td>すべて必要</td><td>すべて必要</td><td>すべて必要</td></tr>
<tr><td colspan="2">色彩規制</td><td>①広告物の地色は、彩度８を超えないこと。<br>②彩度１０を超える色を使用する場合、１面の面積あたり１/３以上使用しない。<br>③支柱又は広告物の裏側は、原則濃い茶色とする。</td><td>地色（最大面積を占める色）は原則として落ち着いた色彩を用い、高彩度色（彩度10を超える色）を使用しないこと。</td><td>地色（最大面積を占める色）は原則として落ち着いた色彩を用い、高彩度色（彩度10を超える色）を使用しないこと。</td><td colspan="2">非自家用の野立広告板・塔の基準と同じ。地色（最大面積を占める色）は原則として落ち着いた色彩を用い、高彩度色（彩度10を超える色）を使用しないこと。</td><td>①広告物の地色は、彩度８を超えないこと。<br>②彩度１０を超える色を使用する場合、１面の面積あたり１/３以上使用しない。<br>③支柱又は広告物の裏側は、濃い茶色とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">素材</td><td>木材、石材等の自然素材を極力用い、これによりがたい場合はこれに模したものとし、その素材が表面に表れるように配慮する。</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td>木材、石材等の自然素材を極力用い、これによりがたい場合はこれに模したものとし、その素材が表面に表れるように配慮する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">面　積</td><td>３㎡以下（片面）</td><td colspan="2">５㎡以下（片面）</td><td>20㎡以下（片面）</td><td>５㎡以下（片面）</td><td>５㎡以下（片面）</td></tr>
<tr><td colspan="2">高　さ</td><td colspan="3">地上から４．５m以下（指定道路沿線では道路面から４．５m以下）</td><td colspan="3">地上から４．５m以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">共同掲出</td><td>２人以上が共同で表示する広告物は５㎡以下</td><td>２人以上が共同で表示する広告物は８㎡以下</td><td>２人以上が共同で表示する広告物は８㎡以下</td><td colspan="2"></td><td>２人以上が共同で表示する広告物は８㎡以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">同一広告主の相互間距離</td><td colspan="2">同一広告主が複数掲出する場合は５００m以上離すこと。</td><td>同一広告主が複数掲出する場合は、同一地域（100m×100mの区間）に２個以内</td><td>鉄道・指定道路等から500m以内では100m以上</td><td>同一広告主が複数掲出する場合は、同一地域（100m×100mの区間）に２個以内</td><td>同一広告主が複数掲出する場合は５００m以上離すこと。</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="3">国道同士の交差点から30m以内の区域は、掲出不可</td><td colspan="2"></td><td>—</td></tr>
</table>

＊　道標、案内図板とは、広告表示面の４０％以上が「案内内容」であるものをいう。

## 【野洲市】

### （１） 一 般 基 準

○ 都市および自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の環境に調和させること。
○ 原則として地色は、黒及び原色を使用しないこと。
○ 蛍光及び発光を伴う塗料又は材料を用いないこと。
○ 照明を伴うものにあっては、昼間においても良好な景観又は風致を害しないこと。
○ 可変表示式広告物にあっては、その点滅速度は努めて緩やかなものとすること。
○ 道路標識、信号機等の付近では、道路交通安全の妨げとならないようにすること。

### （２） 個 別 基 準

| 地域の種類 | | | 第１種規制地域 | 第２種規制地域 | 第３種規制地域 | | 第４種規制地域 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | （住居系） ※３ | | （住居系） ※３ |
| 自家用広告物の基準 | 総量規制 | | １５㎡※１ | １５㎡ | － | | | |
| | 野立広告板、塔 | 表示面の幅 | 幅：４．５ｍ以下 | | － | | | |
| | | 高さ | 地上から１０ｍ以下 | | 地上から２０ｍ以下 | 地上から１０ｍ以下 | 地上から２０ｍ以下 | 地上から１０ｍ以下 |
| | | 面積合計 | １５㎡以下※２ | | | | | |
| | 壁面 | 面積 | 壁面の面積×１／４ | 壁面の面積×１／３ | 壁面の面積×１／２ | 壁面の面積×１／３ | 壁面の面積×１／２ | 壁面の面積×１／３ |
| | | 高さ等 | 壁面からはみ出さない | | | | | |
| | 突出 | 突出幅 | 取付壁面から１．５ｍ以内かつ官民境界から１ｍ以内 | | | | | |
| | | 上端の高さ | 取付壁面の高さを超えない | | | | | |
| | | 下端の高さ | 【車道】４．７ｍ以上　【歩道】２．７ｍ以上 | | | | | |
| | 屋上 | 高さ等 | 設置できません | 建物の高さ×２／３かつ３ｍ以下<br>建物の幅をはみ出さないこと | 建物の高さ×２／３かつ５ｍ以下<br>建物の幅をはみ出さないこと | | | |
| | 可変式広告物 | | 設置できません | ― | | | | |
| 非自家用広告物の基準 | 野立広告板 | 面積等 | 設置できません | 設置できません | 設置できません | | 一面３０㎡以下 | |
| | | 高さ | | | | | 縦４．５ｍ以下かつ地上高７ｍ以下 | |
| | 野立広告塔 | 面積等 | | | | | 一面あたり１４㎡以下かつ一面の幅：２ｍ以下 | |
| | | 高さ | | | | | 地上高７ｍ以下 | |
| | 壁面 | 面積 | | | 壁面の面積×１／２ | 壁面の面積×１／３ | 壁面の面積×１／２ | 壁面の面積×１／３ |
| | | 高さ等 | | | 壁面からはみ出さない | | | |
| | 突出 | 突出幅 | | | 取付壁面から１．５ｍ以内かつ官民境界から１ｍ以内 | | | |
| | | 上端の高さ | | | 取付壁面の高さを超えない | | | |
| | | 下端の高さ | | | 【車道】４．７ｍ以上　【歩道】２．７ｍ以上 | | | |
| | 屋上 | 高さ等 | | | 建物の高さ×１／２かつ５ｍ以下<br>建物の幅をはみ出さないこと | | | |

<table>
<tr><td rowspan="8">非自家用広告物の基準</td><td colspan="2">同一広告主の広告物に関する相互間距離</td><td>設置できません</td><td>設置できません</td><td>１００m以上</td><td>『ＪＲ琵琶湖線からの距離が100mを超え500m以下の範囲』　：１００m<br>『 国道８号線、国道477号線および県道大津能登川長浜線から30mを超え500m以下の範囲』　：１００m<br>『東海道新幹線および名神高速道路からの距離が500mを超え、1000m以下の範囲』　：３００m<br>※対象：非自家用広告物全般</td></tr>
<tr><td colspan="2">可変式広告物</td><td colspan="2">設置できません</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="3">案内図板</td><td>面積</td><td>一面３㎡以下<br>(2者以上で共同表示する場合は一面あたり5㎡以下)</td><td>一面５㎡以下<br>(2者以上で共同表示する場合は一面あたり8㎡以下)</td><td>一面５㎡以下<br>(2者以上で共同表示する場合は一面あたり8㎡以下)</td><td>一面３０㎡以下</td></tr>
<tr><td>高さ</td><td>４．５m以下（脚含む）</td><td>４．５m以下（脚含む）</td><td>４．５m以下（脚含む）</td><td>縦４．５m以下かつ地上高７m以下</td></tr>
<tr><td>同一広告主の広告物に関する相互間距離</td><td colspan="2">５００m以上</td><td>１００m以上</td><td>『ＪＲ琵琶湖線からの距離が100mを超え500m以下の範囲』　：１００m<br>『 国道８号線、国道477号線および県道大津能登川長浜線から30mを超え500m以下の範囲』　：１００m<br>『東海道新幹線および名神高速道路からの距離が500mを超え、1000m以下の範囲』　：３００m<br>※対象：非自家用広告物全般</td></tr>
<tr><td rowspan="2">電柱広告</td><td>巻付</td><td colspan="2">下端の高さ　：　地上高１．２m以上<br>長さ　：　１．８m以下　　内容は案内図板に限る</td><td colspan="2">下端の高さ　：　地上高１．２m以上<br>長さ　：　１．８m以下</td></tr>
<tr><td>袖付</td><td colspan="2">下端の高さ　：【車道】地上高４．７m以上</td><td colspan="2">下端の高さ　：　【車道】地上高４．７m以上</td></tr>
</table>

※１　敷地面積が1,500㎡以上の施設にあたっては、総量規制に次の緩和を設ける。広告物の総和≦15㎡×A／1,500（A:敷地面積）ただし、1,500未満の場合は1,500㎡で算定する。

**※２　自家用広告物の野立広告板、塔にあたっては、総量規制の緩和措置を受けたとしても表示面積の合計は15㎡以下とする。**

**※３　都市計画法に基づく第１種および第2種中高層住居専用地域、第１種および第2種住居地域、準住居地域を指します。**

## 【湖南市】

### （１）一般基準

○　都市および自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の環境に調和させること。
○　色数を抑えるとともに、地色（表示面の２/３以上）は、高彩度の色彩を使用しないこと。
○　蛍光および発光を伴う塗料または材料を用いないこと。
○　照明を伴うものにあっては、照明の光及び照明の器具自体が周辺の景観または風致を害しないこと。
○　電光表示板その他の可変式照明（ネオン、LEDランプ、白熱電球、蛍光灯等による光源の運動ならびに光の明滅および照射方向の運動を伴う照明をいう。）にあっては、周辺景観に影響を及ぼさないよう明るさを適切に管理し、その表示および点滅の速度は努めて緩やかなものとすること。
○　道路標識、信号機、交差点等の付近では、交通安全の妨げにならないようにすること。

### ①　自家用広告物

<table>
<tr><th colspan="2">地域名</th><th>第１種地域</th><th>第２種地域</th><th>第３種地域</th><th>第４種地域</th><th>第５種地域</th><th>第６種地域</th><th>第７種地域</th><th>第８種地域</th></tr>
<tr><td colspan="2">許可の必要性</td><td colspan="2">総面積５㎡以下は許可申請不要</td><td>総面積３㎡以下は許可申請不要</td><td>総面積５㎡以下は許可申請不要</td><td colspan="4">総面積10㎡以下は許可申請不要</td></tr>
<tr><td colspan="2">総量規制</td><td>15㎡</td><td>15㎡（ただし用途地域除く）</td><td>10㎡</td><td>15㎡</td><td colspan="4">－</td></tr>
<tr><td colspan="2">野立広告物</td><td colspan="4">地上から10m以下<br>※第2種地域の用途地域では15m以下</td><td colspan="3">地上から20m以下<br>※住居系用途地域では地上から10m以下</td><td>地上から10m以下</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">屋上広告物</td><td colspan="4">地面から広告物の設置個所までの高さ×2/3以下かつ3m以下※第2種地域の用途地域内では10m以下</td><td colspan="4">地面から広告物の設置個所までの高さ×2/3以下かつ10m以下</td></tr>
<tr><td colspan="8">屋上等の水平投影面をはみださない</td></tr>
<tr><td colspan="8">広告物等を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆う</td></tr>
<tr><td colspan="4">形状は縦の高さを横の長さで除した数値が1.2以下であること</td><td colspan="4">－</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">壁面広告物</td><td colspan="2">壁面の面積1/3以下</td><td>壁面の面積1/4以下</td><td>壁面の面積1/3以下</td><td colspan="3">壁面の面積1/2以下※住居系用途地域では壁面の面積×1/3以下</td><td>壁面の面積1/3以下</td></tr>
<tr><td colspan="7">壁面からはみ出さない</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="3">突出広告物</td><td>突出幅</td><td colspan="8">取付壁面から1.5m以下　道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅1m以下</td></tr>
<tr><td>上端の高さ</td><td colspan="8">取付壁面の高さを超えない</td></tr>
<tr><td>下端の高さ</td><td colspan="8">【車道】4.7m以上　【歩道】2.7m以上</td></tr>
<tr><td rowspan="4">電柱の類を利用する広告物</td><td>巻き付けにする広告物</td><td colspan="8">下端の高さは地上から1.2m以上で、長さは1.8m以下であること。</td></tr>
<tr><td>袖付けにする広告物</td><td colspan="8">下端の高さは歩道上にあつては地上から2.7m以上、車道上にあつては地上から4.7m以上で、長さは1.5m以下、突出し幅は0.9m以下であること。ただし、表示面積は1.2㎡以下であること。<br>原則として歩道または民地側へ向けて設置するものであること。</td></tr>
<tr><td>個数</td><td colspan="8">広告物の個数は、１柱につき巻き付けにする広告物１巻きと袖付けにする広告物１個以内であること。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="8">電光表示板等でないこと</td></tr>
<tr><td colspan="2">電光表示板等</td><td colspan="4">5㎡以下（片面）<br>１事業所につき原則1個まで<br>その他の基準は広告物の形態によるものに準ずる</td><td colspan="3">10㎡以下（片面）<br>住居系用途地域の場合は5㎡以下（片面）<br>１事業所につき原則1個まで<br>その他の基準は広告物の形態によるものに準ずる</td><td>10㎡以下（片面）<br>１事業所につき原則1個まで<br>その他の基準は広告物の形態によるものに準ずる</td></tr>
<tr><td colspan="2">立看板</td><td colspan="8">地上から３m以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">広告旗</td><td colspan="8">脚を含めて３m以下</td></tr>
</table>

## ② 非自家用広告物

<table>
<tr><th colspan="2">地域名</th><th>第１種地域</th><th>第２種地域</th><th>第３種地域</th><th>第４種地域</th><th>第５種地域</th><th>第６種地域</th><th>第７種地域</th><th>第８種地域</th></tr>
<tr><td colspan="2">許可の必要性</td><td>すべて許可が必要<br>※「道標・案内図板」以外は掲出できません</td><td>設置できません</td><td colspan="3">すべて許可が必要<br>※「道標・案内図板」以外は掲出できません</td><td colspan="3">すべて許可が必要</td></tr>
<tr><td rowspan="4">野立広告物</td><td>面積等</td><td>3 ㎡以下（片面）</td><td rowspan="4">－</td><td>3 ㎡以下（片面）</td><td colspan="2">5 ㎡以下（片面）</td><td>10㎡以下（1面）</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>高さ</td><td>地上から4.5m以下</td><td colspan="3">地上から4.5m以下若しくは道路面から4.5m以下</td><td>【野立広告板】<br>地上から4.5m以下<br>【野立広告塔】<br>地上から10m以下</td><td colspan="2">地上から10m以下</td></tr>
<tr><td>集約化</td><td>2 人以上なら 5 ㎡以下<br>但し1事業所の広告部分が3㎡を超えないこと</td><td>2 人以上なら 5㎡以下<br>但し1事業所の広告部分が3㎡を超えないこと</td><td colspan="2">10 人以上なら30㎡以下<br>但し1事業所の広告部分が5㎡を超えないこと</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>相互の距離個数等</td><td>同一広告主が複数掲出する場合は、同一地域（100m×100mの区間）に２個以内</td><td>同一広告主が複数掲出する場合は、同一地域（100m×100mの区間）に２個以内</td><td>同一広告主が複数掲出する場合は、相互間距離を500m以上離すこと</td><td>同一広告主が複数掲出する場合は、同一地域（100m×100mの区間）に２個以内</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>国道同士の交差点から30m区間は掲出不可</td><td colspan="3">国道同士の交差点から 30m区間は掲出不可</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>屋上広告物</td><td>高さ等</td><td>地面から広告物の設置箇所までの高さ×1/2以下かつ3m以下<br>屋上等の水平投影面をはみださない<br>広告物または掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆う<br>形状は縦の高さを横の長さで除した数値が1.2以下であること</td><td colspan="3">地面から広告物の設置箇所までの高さ×1/2以下かつ3m以下<br>屋上等の水平投影面をはみださない<br>広告物または掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆う<br>形状は縦の高さを横の長さで除した数値が1.2以下であること</td><td colspan="3">地面から広告物の設置箇所までの高さ×1/2以下かつ5m以下<br>住居系用途地域の場合は<br>地面から広告物の設置箇所までの高さ×1/2以下かつ3m以下<br>屋上等の水平投影面をはみださない<br>広告物または掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆う</td><td>地面から広告物の設置箇所までの高さ×1/2以下<br>かつ3m以下<br>屋上等の水平投影面をはみださない<br>広告物または掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆う</td></tr>
<tr><td rowspan="2">壁面広告物</td><td>面積</td><td>壁面の面積×1/3以下</td><td>壁面の面積×1/4以下</td><td>壁面の面積×1/3以下</td><td colspan="3">壁面の面積×1/2以下<br>住居系用途地域の場合は壁面の面積×1/3以下</td><td>壁面の面積×1/3以下</td></tr>
<tr><td>高さ等</td><td>壁面からはみ出さない</td><td colspan="6">壁面からはみ出さない</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">突出広告物</td><td>突出し幅</td><td>取付壁面から1.5m以下<br>道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅1m以下</td><td colspan="6">取付壁面から1.5m以下　道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅1m以下</td></tr>
<tr><td>上端の高さ</td><td>取付壁面の高さを超えない</td><td colspan="6">取付壁面の高さを超えない</td></tr>
<tr><td>下端の高さ</td><td>【車道】4.7m以上<br>【歩道】2.7m以上</td><td colspan="6">【車道】4.7m以上　【歩道】2.7m以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">電柱の類を利用する広告物</td><td colspan="2"></td><td>自家用広告物における基準と同じ</td><td colspan="6">自家用広告物における基準と同じ</td></tr>
<tr><td>相互の距離個数等</td><td>同一広告主が複数掲出する場合は、同一地域（100m×100m）に２個以内</td><td>同一広告主が複数掲出する場合は、同一地域（100m×100m）に２個以内</td><td>同一広告主が複数掲出する場合は、相互間距離を500m以上離すこと</td><td>同一広告主が複数掲出する場合は、同一地域（100m×100m）に２個以内</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">電光表示板等</td><td>設置不可</td><td colspan="3">設置不可</td><td colspan="2">10㎡以下（片面）<br>住居系用途地域の場合は設置できません<br>１事業所につき1個まで<br>その他の基準は広告物の形態によるものに準ずる</td><td>設置不可</td></tr>
<tr><td colspan="2">立看板</td><td colspan="8">設置不可</td></tr>
<tr><td colspan="2">広告旗</td><td colspan="8">設置不可</td></tr>
</table>

## 【高島市】

| | |
|---|---|
| **一般基準** | 都市および自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の環境に調和させること。<br>原則として地色は、黒および原色を使用しないこと。<br>蛍光および発光を伴う塗料または材料を用いないこと。<br>照明を伴うものにあっては、昼間においても良好な景観または風致を害しないこと。<br>可変式照明および電光表示板（可変式照明とは、光源の運動、明滅、照射方向の運動を伴う照明を指し、電光表示板等とは、可変式照明により、文字や意匠等を表示する機能を具えた器具を指す。以下、「電光表示板等」という。）にあっては、その点滅速度は努めて緩やかなものとすること。<br>道路標識、信号機等の付近では、交通安全の妨げとならないようにすること。 |

個別基準

| | | | 第１種地域<br>（水辺と歴史の景観を守る地域） | 第２種地域<br>（都市景観を育てる地域） | 第３種地域<br>（眺望景観を守る地域） | 第４種地域<br>（高島の景観を守る地域） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 自家用広告物 | 総量規制 | | 15㎡以下 | — | — | — |
| | 野立広告板 | 高さ | 5m以下 | 20m以下 | 10m以下 | |
| | | 幅 | 4.5m以下 | — | — | — |
| | 野立広告塔 | 高さ | 5m以下 | 20m以下 | 10m以下 | |
| | | 幅 | 4.5m以下 | — | — | — |
| | 壁面広告物 | 面積 | （壁面の面積）×1/4以下 | （壁面の面積）×1/2以下 | （壁面の面積）×1/3 | |
| | | その他 | 壁面をはみ出さないこと | | | |
| | 突出広告物 | 上端 | 取り付け壁面の高さを超えないこと | | | |
| | | 下端 | 車道：4.7m以上<br>歩道：2.7m以上 | | | |
| | | その他 | 突き出し幅：取付壁面から1.5m以内かつ官民境界から1m以内 | | | |
| | 屋上広告物 | 高さ | 設置できません | （建物の高さ）×2/3かつ20m以下 | （建物の高さ）×1/2かつ3m以下 | （建物の高さ）×1/2かつ10m以下 |
| | | その他 | | 建物の幅をはみ出さないこと | | |
| 非自家用広告物 | 野立て広告板 | 高さ | 設置できません | 設置できません | 設置できません | 10m以下 |
| | 野立て広告塔 | 高さ | | | | |
| | 壁面広告物 | 面積 | | （壁面の面積）×1/2以下 | （壁面の面積）×1/3以下 | |
| | | その他 | | 壁面をはみ出さないこと | | |
| | 突出広告物 | 上端 | | 取り付け壁面の高さを超えないこと | | |
| | | 下端 | | 車道：4.7m以上<br>歩道：2.7m以上 | | |
| | | その他 | | 突き出し幅：取付壁面から1.5m以内かつ官民境界から1m以内 | | |
| | 屋上広告物 | 高さ | | （建物の高さ）×1/2かつ10m以下 | 設置できません | （建物の高さ）×1/2かつ5m以下 |
| | 相互間距離 | | | 100m以上離すこと（同一表示者が設置する場合） | | |
| 案内図板 | 面積 | | 片面1㎡以下 | 片面３㎡以下 | | |
| | | | ※景観に調和した広告物を複数の者が共同で表示する場合は、この限りでない（条件はガイドライン等により示す）<br>※国道同士が交差する場所から30m以下の区域は設置できません | | | |
| | 高さ | | 3m以下（脚を含む） | | | |
| | 相互間距離 | | 500m以上離すこと | 100m以上離すこと<br>※同一表示者が設置する広告物は100m×100mの区域内に２個以内 | | |

## 【東近江市】

<table>
<tr><td colspan="2">一般基準</td><td colspan="5">都市および自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の環境および景観に調和させること。<br>原則として表示面の色数を抑えるとともに、高彩度の色彩を複数使用しないこと。<br>景勝地においての眺望景観の妨げとならないよう配慮すること。<br>蛍光および発光を伴う塗料または材料を用いないこと。<br>電光掲示板および照明を伴う広告物および掲出物件は、昼夜を問わず過剰な光量、照射範囲などによって、良好な景観または風致を阻害しないこと。<br>電光掲示板、回転灯などの発光広告物にあっては、その点滅および表示速度は努めて緩やかにすること。<br>道路標識、信号機、交差点等の付近では、交通安全の妨げにならないようにすること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">個別基準</td><td>第１種地域</td><td>第２種地域</td><td>第３種地域</td><td>第４種地域</td><td>第５種地域</td></tr>
<tr><td rowspan="8">自家用広告物</td><td>総量規制(㎡)</td><td>15㎡以下（※1）</td><td>15㎡以下（※1）</td><td>―――</td><td>―――</td><td>―――</td></tr>
<tr><td>色彩</td><td>・色相　全ての色相　彩度6以下<br>・ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。<br>・望見できる表示面以外の支柱等の色彩は、全ての色相において彩度4以下。<br>※木材、石等の自然素材を着色なく使用している場合は、適用されない。</td><td colspan="3">・色相　Ｒ・ＹＲ・Ｙ系　彩度8以下<br>その他の色相　彩度6以下<br>・ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。<br>・望見できる表示面以外の支柱等の色彩は、全ての色相において彩度4以下。<br>※木材、石等の自然素材を着色なく使用している場合は、適用されない。</td><td colspan="2">[住居系用途地域（※2）]<br>地色（最大面積を占める色）は、原則落ち着いた色彩（彩度10を超えない色）を用い、文字以外に黒及び原色の使用をなるべく控えること。<br>[その他の用途の地域]<br>文字以外に黒及び原色の使用をなるべく控えること。<br>※木材、石等の自然素材を着色なく使用している場合は、適用されない。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">屋上広告物</td><td rowspan="2">設置は許可しない。</td><td rowspan="2">設置は許可しない。</td><td>・高さ<br>（建築物等の高さ）×1/2かつ3m以下</td><td>・高さ<br>（建築物等の高さ）×1/2かつ10m以下</td><td>・高さ<br>[住居系用途地域（※2)]<br>（建築物等の高さ）×1/2かつ10m以下<br>[その他の用途の地域]<br>（建築物等の高さ）×2/3かつ20m以下</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜共通基準＞・屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">壁面広告物</td><td colspan="3">・表示面積　壁面面積の1/4以下</td><td>・表示面積　壁面面積の1/3以下</td><td>・表示面積<br>[住居系用途地域(※2)]<br>壁面面積の1/3以下<br>[その他の用途の地域]<br>壁面面積の1/2以下</td></tr>
<tr><td colspan="5">＜共通基準＞　・壁面、屋上からはみ出さないこと。<br>・窓面その他の開口部の各設置箇所の面積の1/2以下であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">突出広告物</td><td>・表示面積　片面2㎡以下（総面積4㎡以下）<br>・地上から10m以下かつ、取付壁面の高さを超えないものであること。</td><td>・地上から10m以下かつ、取付壁面の高さを超えないものであること。</td><td colspan="3">・上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。</td></tr>
<tr><td colspan="5">・突出幅は、取付壁面から1.5m以下、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出幅は1m以下。<br>・下端の高さ　[歩道上]　地上から2.7m以上　[車道上]　地上から4.7m以上</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="5">自家用広告物</td><td>野立広告物</td><td>・高さ　地上から4.5m以下<br>・幅　3m以下<br>・一事業所等原則1個まで</td><td>・高さ　地上から10m以下<br>・幅　4.5m以下<br>・一事業所等原則1個まで</td><td>・高さ　地上から10m以下</td><td>・高さ<br>[住居系用途地域(※2)]10m以下<br>[その他の用途の地域]15m以下</td><td>・高さ<br>[住居系用途地域(※2)]10m以下<br>[その他の用途の地域]15m以下</td></tr>
<tr><td>立看板、広告旗その他立看板の類</td><td>設置は許可しない。</td><td colspan="4">・高さ<br>[立看板]　地上から3m以下　[広告旗]　高さ（脚を含む）3m以下</td></tr>
<tr><td rowspan="2">電光掲示板</td><td colspan="2" rowspan="2">設置は許可しない。</td><td colspan="2">・表示面積　片面3㎡以下（総面積6㎡以下）<br>・高さ　地上から4.5m以下</td><td>・表示面積　片面3㎡以下（総面積6㎡以下）<br>・高さ　地上から10m以下</td></tr>
<tr><td colspan="4">・強い光を放つものではなく、かつ、表示速度が速いものでないこと<br>・1事業所につき原則1個まで<br>・屋上広告物としての設置はできない</td></tr>
<tr><td>可変式照明付き広告物</td><td colspan="3">設置は許可しない。</td><td colspan="2">・強い光を放つものではなく、かつ、表示速度が速いものでないこと<br>・屋上又は高い位置への設置はできない</td></tr>
<tr><td rowspan="2">非自家用広告物</td><td>色彩</td><td>――――</td><td>――――</td><td>――――</td><td>――――</td><td>[住居系用途地域(※2)]<br>　地色（最大面積を占める色）は、原則落ち着いた色彩（彩度10を超えない色）を用い、文字以外に黒及び原色の使用をなるべく控えること。<br>[その他の用途の地域]<br>　文字以外に黒及び原色の使用をなるべく控えること。<br>※木材、石等の自然素材を着色なく使用している場合は、適用されない。</td></tr>
<tr><td>屋上広告物</td><td colspan="4">・設置は許可しない。</td><td>・高さ<br>[住居系用途地域または市街化調整区域]<br>　（建築物等の高さ）×1/2かつ5m以下<br>[近隣商業地域等]<br>　（建築物等の高さ）×1/2かつ10m以下<br>・屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。<br>・広告物または掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="6">非自家用広告物</td><td>壁面広告物</td><td colspan="2">・設置は許可しない。</td><td>・表示面積<br>[住居系用途地域(※2)]<br>　壁面面積の1/3以下<br>[その他の用途の地域]<br>　壁面面積の1/2以下<br>・壁面内で表示し、または設置するものであること。ただし、窓面その他の開口部を覆わないこと。</td></tr>
<tr><td>突出広告物</td><td colspan="2">・設置は許可しない。</td><td>・突出幅は、取付壁面から1.5m以下、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出幅は1m以下<br>・上端の高さ<br>取付壁面の高さを超えないものであること。<br>・下端の高さ<br>[歩道上]　地上から2.7m以上<br>[車道上]　地上から4.7m以上</td></tr>
<tr><td>野立広告物</td><td colspan="2">・設置は許可しない。</td><td>・高さ　地上から10m以下<br>・表示面積　片面10㎡以下<br>・同一広告主が複数設置する場合の相互間の距離は、100m以上離すこと。・ただし、規制地域が異なる場所に表示し、又は設置するものにあっては、相互間の距離は、より長い距離が規定される規制地域の基準を適用する。</td></tr>
<tr><td>立看板、広告旗その他立看板の類</td><td>設置は許可しない。</td><td>・高さ　[立看板]　地上から3m以下　[広告旗]　高さ（脚を含む）3m以下<br>・表示面積　[立看板]　1面につき1.2㎡以下　[広告旗]　1面につき2㎡以下</td><td></td></tr>
<tr><td>電光表示板</td><td colspan="3">設置は許可しない。</td></tr>
<tr><td>可変式照明付き広告物</td><td colspan="3">設置は許可しない。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">道標、案内図板の類</td><td>・表示面積　片面1㎡以下（総面積2㎡以下）（2人以上が共同で掲出する場合、片面2㎡以下）<br>・高さ　地上から4.5m以下<br>・同一の広告主が複数設置する場合は、相互間の距離は500m以上であること。・ただし、規制地域が異なる場所に表示し、又は設置するものにあっては、相互間の距離は、より長い距離が規定される規制地域の基準を適用する。<br>広告物等を表示し、又は設置する個数は、同一広告主につき3個までとする。<br>・表示面の色彩<br>色相　全ての色相　彩度6以下<br>ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。<br>※木材、石等の自然素材を着色なく使用している場合は、適用されない。</td><td>・表示面積　片面3㎡以下（総面積6㎡以下）（2人以上が共同で掲出する場合、片面5㎡以下）<br>・高さ　地上から4.5m以下<br>・同一の広告主が複数設置する場合は、相互間の距離は2km以上であること。・ただし、規制地域が異なる場所に表示し、又は設置するものにあっては、相互間の距離は、より長い距離が規定される規制地域の基準を適用する。<br>広告物等を表示し、又は設置する個数は、同一広告主につき3個までとする。<br>・表示面の色彩<br>色相　R・YR・Y系　彩度8以下<br>その他の色相：彩度6以下<br>ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。<br>※木材、石等の自然素材を着色なく使用している場合は、適用されない。</td><td>・表示面積　片面5㎡以下（総面積10㎡以下）（2人以上が共同で掲出する場合、片面8㎡以下）<br>・高さ　地上から4.5m以下<br>・同一の広告主が複数設置する場合は、相互間の距離は500m以上であること。・ただし、規制地域が異なる場所に表示し、又は設置するものにあっては、相互間の距離は、より長い距離が規定される規制地域の基準を適用する。<br>広告物等を表示し、又は設置する個数は、同一広告主につき3個までとする。<br>・表示面の色彩<br>色相　R・YR・Y系　彩度8以下<br>その他の色相：彩度6以下<br>ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。<br>※木材、石等の自然素材を着色なく使用している場合は、適用されない。</td><td>・表示面積　片面5㎡以下（総面積10㎡以下）（2人以上が共同で掲出する場合、片面8㎡以下）<br>・高さ　地上から4.5m以下<br>・同一の広告主が複数設置する場合は、相互間の距離は500m以上であること。<br>・国道同士が交差する場所から30m以内の区域には、設置は許可しない。<br>・表示面の色彩<br>[住居系用途地域(※2)]<br>地色（最大面積を占める色）は、原則落ち着いた色彩（彩度10を超えない色）を用い、文字以外に黒及び原色の使用をなるべく控えること。<br>[その他の用途の地域]<br>文字以外に黒及び原色の使用をなるべく控えること。<br>※木材、石等の自然素材を着色なく使用している場合は、適用されない。</td><td rowspan="2">――――</td></tr>
<tr><td colspan="4">・広告の種類にあっては、壁面広告物又は野立広告物であること。<br>・望見できる表示面以外の支柱等の色彩は、全ての色相において彩度4以下。<br>・電光表示板および可変式照明付き広告物は、設置を許可しない。<br>・地図または地名、路線名、矢印や方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所等を示す案内の内容を表示面積の40%以上占めること。ただし、これらの内容が40%未満であっても、案内先の住所及び電話番号の表示があり、それらを含めて40%以上となる場合は設置が可能。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">電柱の類を利用する広告物</td><td rowspan="2">・設置は許可しない。</td><td>・同一の広告主が表示し、または設置するものにあっては、相互間の距離は、500m以上<br>・色彩<br>色相　R・YR・Y系彩度8以下<br>その他の色相　彩度6以下<br>ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。</td><td>・同一の広告主が表示し、または設置するものにあっては、相互間の距離は、20m以上<br>・色彩<br>色相　R・YR・Y系彩度8以下<br>その他の色相　彩度6以下<br>ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。</td><td colspan="2">・同一の広告主が表示し、または設置するものにあっては、相互間の距離は、20m以上<br>・色彩<br>[住居系用途地域(※2)]<br>地色（最大面積を占める色）は、原則落ち着いた色彩（彩度10を超えない色）を用い、文字以外に黒及び原色の使用をなるべく控えること。<br>[その他の用途の地域]<br>文字以外に黒及び原色の使用をなるべく控えること。</td></tr>
<tr><td colspan="4">＜共通基準＞<br>・巻付け広告物<br>下端の高さ　地上から1.9m以上　長さ　1.5m以下<br>・袖付け広告物<br>下端の高さ　［歩道上］　地上から2.7m以上　［車道上］　地上から4.7m以上　長さ　1.1m以下　突き出し幅　0.9m以下<br>ただし、表示面積は0.9㎡以下<br>・電光掲示板および可変式照明付き広告物の設置は、許可しない。<br>・原則として歩道または民地側へ向けて設置するものであること。<br>・広告物の個数は、1柱につき巻き付けにする広告物1巻きと袖付けにする広告物１個以内であること。</td></tr>
</table>

※1　敷地面積が基準面積（1,500㎡）以上の施設にあっては、総量規制に次の緩和措置を設ける。　Σａ≦15（㎡）×Ａ／1,500（㎡）　（ａ：各広告物の面積　Ａ：敷地面積）
ただし、1,500㎡未満の場合は1,500㎡で算定する。

※2　住居系用途地域：都市計画法による、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域を示します。

## 【米原市】

| 一般基準 | 都市および自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の環境に調和させること。<br>原則として表示面の色数を抑えるとともに、高彩度の色彩を複数使用しないこと。<br>蛍光および発光を伴う塗料または材料を用いないこと。<br>電光表示板および照明を伴う広告物および掲出物件は、昼夜を問わず過剰な光量、照射範囲などによって、良好な景観または風致を阻害しないこと<br>電光表示板、回転灯などの発光広告物にあっては、その点滅および表示速度は努めて緩やかにすること。<br>道路標識、信号機、交差点等の付近では、交通安全の妨げにならないようにすること。 |
|---|---|

| 個別基準 | | 第１種地域<br>（伊吹山エリア） | 第２種地域<br>（湖岸エリア） | 第３種地域<br>（自然・文化エリア） | 第４種地域<br>（田園居住エリア） | 第５種地域<br>（幹線道路エリア） | 第６種地域<br>（商業エリア） | 第７種地域<br>（その他） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 自家用広告物 | 総量規制(㎡) | ――― | ――― | ――― | ――― | ――― | ――― | ――― |
| | 全ての広告物 | 1　表示面積の合計は、15㎡以下であること。<br>2　表示面の色彩は、次の各号に掲げる日本工業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法に規定する色相(以下「色相」という。)の区分に応じ、当該各号に定める同規格に規定する彩度(以下「彩度」という。)とすること。ただし、広告物の表示面積の3分の1以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。<br>(1)　色相R系、YR系およびY系　彩度8を超えないこと。<br>(2)　前号以外の色相彩度6を超えないこと。<br>3　電光表示板等の設置は許可しない。 | 1　表示面積の合計は、15㎡以下であること。<br>2　表示面の色彩は、次の各号に掲げる色相の区分に応じ、当該各号に定める彩度とすること。ただし、広告物の表示面積の3分の1以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。<br>(1)　色相R系、YR系およびY系　彩度10を超えないこと。<br>(2)　前号以外の色相彩度8を超えないこと。<br>3　電光表示板等の設置は許可しない。 | 1　表示面積の合計は、15㎡以下であること。<br>２　表示面の色彩は、次の各号に掲げる色相の区分に応じ、当該各号に定める彩度とすること。ただし、広告物の表示面積の３分の１以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。<br>（１）　色相R系、YR系およびY系　彩度10を超えないこと。<br>（２）　前号以外の色相彩度８を超えないこと。<br>３　電光表示板等の設置は許可しない。 | 1　表示面の色彩は、次の各号に掲げる色相の区分に応じ、当該各号に定める彩度とすること。ただし、広告物の表示面積の3分の1以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。（１）　色相R系、YR系およびY系　彩度10を超えないこと。<br>（２）　前号以外の色相彩度８を超えないこと。<br>２　電光表示板等の設置にあっては、可変表示の表示面積は１面につき５㎡以下であって、かつ、可変表示の表示面積の合計は10㎡以下であること。 | 表示面の色彩は、全ての色相で彩度10を超えないこと。ただし、広告物の表示面積の3分の1以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。 | ――― | 1　表示面の色彩は、全ての色相で彩度10を超えないこと。ただし、広告物の表示面積の３分の１以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。<br>２　電光表示板の設置にあっては、可変表示の表示面積は１面につき10㎡以下であって、かつ、可変表示の表示面積の合計は20㎡以下であること。 |
| | 屋上広告物 | ・設置は許可しない。 | ・設置は許可しない。 | ・設置は許可しない。 | 1　高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2の範囲内であって、かつ、10m以下であること。<br>2　屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 | 1　高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2の範囲内であって、かつ、20m以下であること。<br>2　屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 | 1　高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2の範囲内であって、かつ、20m以下であること。<br>2　屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 | 1　高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2の範囲内であって、かつ、20m以下であること。<br>2　屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 |

<table>
<tr><td rowspan="4">自家用広告物</td><td>壁面広告物</td><td colspan="2">１　表示面積は、表示される壁面の面積の４分の１以下であること。<br>２　壁面内で表示し、または設置するものであること。</td><td colspan="2">１　表示面積は、表示される壁面の面積の３分の１以下であること。<br>２　壁面内で表示し、または設置するものであること。</td><td colspan="3">１　表示面積は、表示される壁面の面積の２分の１以下であること。<br>２　壁面内で表示し、または設置するものであること。</td></tr>
<tr><td>突出広告物</td><td>・設置は許可しない。</td><td colspan="6">１　突出幅は、取付壁面から1.5m以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出幅は１m以下であること。<br>２　下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7m以上、車道上にあっては地上から4.7m以上であること。<br>３　上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。</td></tr>
<tr><td>野立広告物</td><td colspan="2">・高さ　地上から10m以下<br>・幅　4.5m以下</td><td colspan="2">・高さ　地上から10m以下</td><td colspan="3">・高さ　地上から20m以下</td></tr>
<tr><td>立看板、広告旗</td><td colspan="7">＜共通基準＞　・壁面、屋上からはみ出さないこと。<br>・窓面その他の開口部の各設置箇所の面積の1/2以下であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">非自家用広告物</td><td>全ての広告物</td><td>１　表示面の色彩は、次の各号に掲げる色相の区分に応じ、当該各号に定める彩度とすること。ただし、広告物の表示面積の３分の１以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。（１）色相R系、YR系およびY系　彩度８を超えないこと。<br>（２）　前号以外の色相彩度６を超えないこと<br>２　電光表示板等の設置は許可しない。</td><td>１　表示面の色彩は、色相の区分に応じ、当該各号に定める彩度とすること。ただし、広告物の表示面積の３分の１以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。<br>（１）　色相R系、YR系およびY系　彩度10を超えないこと。<br>（２）　それ以外の色相彩度８を超えないこと。<br>２　電光表示板等の設置は許可しない。<br>３　道標および案内図板(地図または地名、路線名、矢印や方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所などを示す案内の内容が、表示面積の40%以上を占めている誘導目的の広告物をいう。以下同じ。)の類であること。</td><td>１　表示面の色彩は、次の各号に掲げる色相の区分に応じ、当該各号に定める彩度とすること。ただし、広告物の表示面積の３分の１以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。（１）色相R系、YR系およびY系　彩度10を超えないこと。<br>（２）　前号以外の色相彩度８を超えないこと。２　電光表示板等の設置は許可しない。<br>３　道標および案内図板の類であること。</td><td>１　表示面の色彩は、次の各号に掲げる色相の区分に応じ、当該各号に定める彩度とすること。ただし、広告物の表示面積の３分の１以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。（１）色相R系、YR系およびY系　彩度10を超えないこと。<br>（２）　前号以外の色相彩度８を超えないこと。<br>２　電光表示板等の設置は許可しない。</td><td>１　表示面の色彩は、全ての色相で彩度10を超えないこと。ただし、広告物の表示面積の３分の１以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。<br>２　電光表示板等の設置は許可しない。</td><td>電光表示板等の設置は許可しない。</td><td>１　表示面の色彩は、全ての色相で彩度10を超えないこと。ただし、広告物の表示面積の３分の１以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。<br>２　電光表示板等の設置は許可しない。</td></tr>
<tr><td>屋上広告物</td><td>・設置は許可しない。</td><td>・設置は許可しない。</td><td>・設置は許可しない。</td><td>１　高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの2分の1の範囲内であって、かつ、5m以下であること。<br>２　屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。</td><td>１　高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの2分の1の範囲内であって、かつ、10m以下であること。<br>２　屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。</td><td>１　高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの2分の1の範囲内であって、かつ、10m以下であること。<br>２　屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。</td><td>１　高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの2分の1の範囲内であって、かつ、10m以下であること。　２　屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="4">非自家用広告物</td><td>壁面広告物</td><td>・設置は許可しない。</td><td>１　表示面積は、表示される壁面の面積の４分の１以下であって、かつ、３㎡以下であること。<br>２　壁面内で表示し、または設置するものであること。<br>３　広告物の個数は、１軒の建築物につき１個以内であること。<br>４　同一の広告主が表示し、または設置するものにあっては、相互間の距離は、500m以上であること。</td><td>１　表示面積は、表示される壁面の面積の３分の１以下であって、かつ、３㎡以下であること。<br>２　壁面内で表示し、または設置するものであること。<br>３　広告物の個数は、１軒の建築物につき１個以内であること。<br>４　同一の広告主が表示し、または設置するものにあっては、相互間の距離は、500m以上であること。</td><td>１　表示面積は、表示される壁面の面積の３分の１以下であること。<br>２　壁面内で表示し、または設置するものであること。</td><td>１　表示面積は、表示される壁面の面積の２分の１以下であること。<br>２　壁面内で表示し、または設置するものであること。</td><td>１　表示面積は、表示される壁面の面積の２分の１以下であること。<br>２　壁面内で表示し、または設置するものであること。</td><td>１　表示面積は、表示される壁面の面積の２分の１以下であること。<br>２　壁面内で表示し、または設置するものであること。</td></tr>
<tr><td>突出広告物</td><td>・設置は許可しない。</td><td colspan="2">１　表示面積は、１面につき３㎡以下であること。<br>２　突出幅は、取付壁面から1.5m以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出幅は１m以下であること。<br>３　下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7m以上、車道上にあっては地上から4.7m以上であること。<br>４　上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。<br>５　広告物の個数は、１軒の建築物につき１個以内であること。<br>６　同一の広告主が表示し、または設置するものにあっては、相互間の距離は、500m以上であること。</td><td colspan="4">１　突出幅は、取付壁面から1.5m以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出幅は１m以下であること。<br>２　下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7m以上、車道上にあっては地上から4.7m以上であること。<br>３　上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。</td></tr>
<tr><td>野立広告物</td><td>１　表示面積は、１面につき１㎡以下であること。<br>２　高さは、地上から4.5m以下であること。<br>３　同一の広告主が表示し、または設置するものにあっては、相互間の距離は、500m以上であること。</td><td>１　表示面積は、１面につき３㎡以下であること。<br>２　高さは、地上から4.5m以下であること。<br>３　同一の広告主が表示し、または設置するものにあっては、相互間の距離は、500m以上であること。</td><td>１　表示面積は、１面につき５㎡以下であること。<br>２　高さは、地上から4.5m以下であること。<br>３　同一の広告主が表示し、または設置するものにあっては、相互間の距離は、500m以上であること。</td><td>１　表示面積は、１面につき５㎡以下であること。<br>２　高さは、地上から4.5m以下であること。<br>３　同一の広告主が表示し、または設置するものにあっては、100m四方の区域(以下「同一地域」という。)内に２個以内であること。</td><td>１　道標および案内図板の類であること。<br>２　表示面積は、１面につき５㎡以下であること。<br>３　高さは、地上から4.5m以下であること。<br>４　同一の広告主が表示し、または設置するものにあっては、同一地域内に２個以内であること。</td><td>１　表示面積は、１面につき50㎡以下であること。<br>２　高さは、地上から10メートル以下であること。</td><td>１　表示面積は、１面につき20㎡以下であること。<br>２　高さは、地上から10m以下であること。</td></tr>
</table>

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 非自家用広告物 | 電柱広告物 | ・設置は許可しない。 | 1　表示面積は、１面につき１㎡以下であること。<br>2　巻付け広告物の下端の高さは、地上から1.2m以上で、長さは1.8m以下であること。<br>3　袖付け広告物の下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7m以上、車道上にあっては地上から4.7m以上で、長さ1.5m以下、突き出し幅は0.9m以下であること。<br>4　広告物の個数は、１柱につき巻付けにする広告物１巻および袖付けにする広告物１個以内であること。<br>5　同一の広告主が表示し、または設置するものにあっては、相互間の距離は、500m以上であること。 | 1　巻付け広告物の下端の高さは、地上から1.2m以上で、長さは1.8m以下であること。<br>2　袖付け広告物の下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7m以上、車道上にあっては地上から4.7m以上で、長さ1.5m以下、突き出し幅は0.9m以下であること。ただし、表示面積は１面につき1.2㎡以下であること。<br>3　広告物の個数は、１柱につき巻付けにする広告物１巻および袖付けにする広告物１個以内であること。 |
| | 立看板 | ・設置は許可しない。 | | 1　表示面積は、１面につき２㎡以下であること。<br>2　高さは、地上から３m以下であること。 |
| | 広告板 | ・設置は許可しない。 | | 1　表示面積は、１面につき1.2㎡以下であること。<br>2　高さは、脚を含めて３m以下であること。 |

※１　第１種地域において、複数の者が共同で表示し、または設置する場合の表示面積は、１面につき1.5㎡以下とする。
※２　第２種地域において、壁面広告物を複数の者が共同で表示し、または設置する場合の表示面積は、表示される壁面の面積の４分の１以下であって、かつ、５㎡以下とする。
※３　第２種地域において、突出広告物または野立広告物を複数の者が共同で表示し、または設置する場合の表示面積は、１面につき５㎡以下とする。
※４　第３種地域において、壁面広告物を複数の者が共同で表示し、または設置する場合の表示面積は、表示される壁面の面積の３分の１以下であって、かつ、５㎡以下とする。
※５　第３種地域において、突出広告物を複数の者が共同で表示し、または設置する場合の表示面積は、１面につき５㎡以下とする。
※６　第３種地域、第４種地域または第５種地域において、野立広告物を10人以上の者が共同で表示し、または設置する場合の表示面積は、１面につき30㎡以下とする。
※７　第５種地域において、一の国道と他の国道との平面交差する地点から30m以内の区間で国道の境界線から30m以内の区域には、野立広告物の設置を許可しない。